

論 説

M&Aによる株式の現金化に対する法人版事業承継税制の適用関係の考察

税務大学校専門教育部教授

甲 斐 裕 也

◆SUMMARY◆

本稿は、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度、いわゆる法人版事業承継税制について、M&Aにより本税制の適用を受けている株式を現金化した場合の適用関係とその考え方を明らかにするものである。

具体的には、実務上増えつつあるM&Aにより生じる株式の現金化の場面として、合併についての反対株主の株式買取請求、株式併合により生じた1株未満の端数株式の売却及び株式の低額譲渡を検討対象とし、これらに関連する①認定取消事由及び確定事由、②免除事由の解釈を整理し、適用関係の不明点に対して検討を行っている。

検討に当たっては、租税法の立案過程を踏まえ、規定の趣旨及び文理のいずれも重視して、結論の妥当性を考慮しながら法令の解釈とあてはめを行うことを基調とする。

その上で、上記①の認定取消事由及び確定事由については、法人税の組織再編税制の考え方を考慮しつつ、主として、円滑化省令及び措置法の関連規定間の整合性の観点から規定の趣旨を把握して解釈を導き出し、上記②の免除事由については、相続税法等の規定によるみなし贈与財産・みなし相続財産に対する、相続税法及び措置法における取扱いの全体像を把握した上で、本制度におけるこれらの財産に対する解釈を確認し、それぞれ検討対象とした法律行為にあてはめを行っている。

本稿は、以上の検討を通じて、上記の適用関係に関する不明点の考察を行い、課税関係の明確化を試みるものである。

(税大ジャーナル編集部)

キーワード：事業承継税制、M&A、低額譲渡、みなし贈与・みなし相続財産、信託

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

第1. はじめに	3
1. 問題意識	3
2. 本稿における本制度の解釈方法と進め方	4
第2. 検討対象とする行為の概要	11
1. 合併についての反対株主の株式買取請求	11
2. 株式併合により生じた1株未満の端数株式の売却	11
3. 株式の低額譲渡	13
第3. 法人版事業承継税制の趣旨と制度の構造	13
1. 本税制の趣旨	13
2. 本税制の性格	15
3. 円滑化法と措置法の関係	17
第4. 法令の定め及び論点	19
1. 組織再編成及び株式の譲渡に係る認定取消事由及び確定事由の考え方と論点	19
(1) 組織再編成に係る認定取消事由及び確定事由	19
(2) 株式の譲渡に係る認定取消事由及び確定事由	26
(3) 論点	27
2. 免除対象贈与に係る免除事由の考え方と論点	27
第5. 検討	29
1. 組織再編成及び株式の譲渡に係る認定取消事由及び確定事由	29
(1) 検討の視点	29
(2) 組織再編成に係る認定取消事由及び確定事由	30
(3) 株式の譲渡に係る認定取消事由及び確定事由	34
(4) 結論	38
2. 免除対象贈与に係る免除事由	39
(1) 検討の視点	39
(2) 検討及び結論	46
第6. おわりに	48

第 1. はじめに

1. 問題意識

令和 7 年 12 月、令和 8 年度与党税制改正大綱が決定された。そこでは、法人版事業承継税制（以下「本税制」という。）の特例措置⁽¹⁾について、令和 9 年 12 月 31 日の適用期限の到来を見据えて、中小企業者に対し早期に事業承継に取り組むことが期待されると指摘されている⁽²⁾。

本税制の創設以来平成 20 年から令和 5 年までの適用者は、延べ約 9,700 人（相続人・受贈者ベース）、相続税及び贈与税の猶予税額は計約 9,000 億円に上っており⁽³⁾、特例措置の適用を受ける要件⁽⁴⁾となる都道府県知事への特例承継計画の申請件数は 2025 年 3 月末時点において、計約 21,750 件⁽⁵⁾に至っている。そのため、現在において多くの中小企業の後継者⁽⁶⁾について本税制により相続税又は贈与税の納税が猶予されており、今後もさらに適用者が増えることが見込まれている。

本税制は、原則として、贈与税については贈与者、相続税については後継者の死亡の日までそれらの納税を猶予する制度であるため⁽⁷⁾、納税猶予の期間は相当程度長期にわたることが予定される。そのような中、近年、政府の後押しもあり⁽⁸⁾、M&A⁽⁹⁾が事業の存続や再生のための重要なソリューションとして社会で認知されつつあり、中小企業含め国内の M&A の実施件数

⁽¹⁾ 本稿では、租税特別措置法（以下「措置法」という。）第 70 条の 7 から第 70 条の 7 の 4 までの規定を一般措置、措置法第 70 条の 7 の 5 から第 70 条の 7 の 8 までの規定を特例措置といい、これらを総称して法人版事業承継税制又は本税制という。なお、本税制と本税制に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条の認定の制度を合わせて「本制度」という。

⁽²⁾ 自由民主党・日本維新の会令和 7 年 12 月 19 日「令和 8 年度税制改正大綱」14 頁。

⁽³⁾ 国税庁「統計年報」を基に計算。既に猶予期限が確定した税額も含む。

⁽⁴⁾ 租税特別措置法施行規則第 23 条の 12 の 2 第 11 項等。

⁽⁵⁾ 経済産業省中小企業庁事業環境部財務課「令和 8 年度税制改正要望事項」（https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/request/medi08y_medi_k_29.pdf：最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日）より集計。

⁽⁶⁾ 特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営承継承継受贈者等をいう。

⁽⁷⁾ 措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項、第 70 条の 7 の 6 第 1 項等。法人版事業承継税制とは、都道府県知事の認定を受けた会社の代表者の後継者が、贈与又は相続等により先代経営者である贈与者又は被相続人から、その贈与者又は被相続人が保有する非上場会社の株式又は出資の全部又は一定数以上を取得してその会社を経営する場合に、その後継者が納付すべき贈与税又は相続税のうち、一定の発行済株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下「議決権株式」という。）の非上場株式等の価額に対応する贈与税又は相続税の納税を猶予し、その後、非上場株式等の贈与者又は後継者が死亡するなどしたときには、猶予されている贈与税又は相続税を免除するものである（会計検査院平成 29 年 11 月「会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告書『租税特別措置（相続税関係）の適用状況等について』」45 頁等）。

⁽⁸⁾ 例えば、「経済財政運営と改革の基本方針 2025 について」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）では賃上げを起点とした成長型経済の実現の文脈の中で「事業承継・M&A による経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む」などの方向性が示されている。また、『強い経済』を実現する総合経済対策について」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）においても M&A の推進が明記されている。

⁽⁹⁾ M&A とは、『Mergers（合併）and Acquisitions（買収）』の略称であるが、我が国では、広く、会社法で定める組織再編（合併や会社分割）に加え、株式譲渡や事業譲渡を含む、各種手法による事業の引継ぎ（譲り渡し・譲り受け）をいう。」とされる（中小企業庁令和 6 年 8 月「中小 M&A ガイドライン（第 3 版）」16 頁。<https://www.meti.go.jp/files/900016275.pdf>：最終閲覧日令和 8 年 7 月 30 日）。

が増加している⁽¹⁰⁾。そのため、現在、本税制を適用している会社が、組織再編成や株式譲渡を含むM&Aを実行する場面の更なる増加も見込まれ、実務上も、目に触れる機会が増えつつある。

M&Aの場面では、その形態に応じ、本税制の適用を受けている株式(以下「適用株式」という。)を譲渡し現金化せざるを得ない場合も生じるが、本税制は、経営者による会社の株式の継続保有が大きな理念として存在し、それが納税猶予の継続の条件とされているため、その適用株式を現金化した場合には、猶予税額の免除となる措置に該当する場合を除き、納税猶予の期限が確定し、猶予税額の納付が必要となる。

したがって、事業遂行上生じる適用株式の譲渡による現金化の必要性和、税制上の政策目的から生じる適用株式の継続保有の必要性和との間で、緊張関係が生じる。しかし、この場合について、本制度を形作る円滑化法(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいう。以下同じ。)及び措置法において、必ずしも、納税猶予の期限確定の有無又は免除の考え方について明らかではない法の空白の部分がある。

そこで、本稿では、M&Aに際し株式の現金化が生じる場面として、次に掲げる場合に係る確定事由(納税猶予の期限が確定する事実をいう。以下同じ。)及び免除事由(納税猶予税額が免除される事実をいう。以下同じ。)の取扱いとその考え方について考察を行い⁽¹¹⁾、適用関係の明確化を試みることにしたい。

〔組織再編成及び株式の譲渡に係る認定取消事由及び確定事由⁽¹²⁾の該当性〕

- ① 合併についての反対株主の適用株式の買取請求による対価の交付(会社法 785、797)が行われた場合
- ② 株式併合により生じた適用株式に係る 1 株未満の端数(以下「端数株式」という。)の売却による金銭の交付(会社法 235)が行われた場合

〔免除対象贈与に係る免除事由⁽¹³⁾の該当性〕

- ③ 後継者が次の後継者に対して適用株式を低額譲渡した場合

2. 本稿における本制度の解釈方法と進め方

税法の解釈のあり方についてはかねてより議論があるところ、少なくとも、文言の意味内容を基礎にその規定の趣旨を補完して解釈していく考え方が共通の理解としてあるものと思われる

⁽¹⁰⁾ 中小企業庁令和 6 年 6 月 28 日「事業承継・M&Aに関する現状分析と今後の取組の方向性について」12 頁(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shokei_ma/001.html:最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日)、第 217 回国会参議院経済産業委員会令和 7 年 5 月 13 日経済産業副大臣答弁、上西左大信「税理士のための今後の法人版事業承継税制の実務対応」税務通信 3828 号 16 頁(2024)。

⁽¹¹⁾ 担保についても影響はあるが(措通 70 の 7-30 等)、本稿では議論の射程外とする。なお、本稿では、全ての猶予税額に係る期限の確定は「全部確定」、一部の猶予税額に係る期限の確定は「一部確定」と表記する。

⁽¹²⁾ 円滑化省令第 10 条第 1 項本文に規定する事由又は措置法第 70 条の 7 第 3 項第 13 号、第 4 項の表の第 2 号の上欄及び第 5 項の表の第 3 号の上欄に掲げる場合に該当する事由を組織再編成に係る認定取消事由又は確定事由といい、円滑化省令第 9 条第 2 項第 8 号に掲げる事由又は措置法第 70 条の 7 第 3 項第 5 号及び第 6 号並びに第 5 項の表の第 1 号の上欄(第 3 項第 6 号に係る部分に限る。)及び第 2 号の上欄に掲げる場合に該当する事由を株式の譲渡に係る認定取消事由又は確定事由という。

⁽¹³⁾ 措置法第 70 条の 7 第 15 項第 3 号に掲げる場合に該当する事由をいう。

る⁽¹⁴⁾。租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではないと指摘されるものの⁽¹⁵⁾、これまでの個別の最高裁の判断⁽¹⁶⁾を踏まえても、その解釈につき文言との関係でどこまでの幅をもって法令を解することができるのかは一樣には言えず⁽¹⁷⁾、その規範が定立されているとまでは言えない状況にあると考えられる。

本稿でこの問題に深く立ち入ることはできないが、林修三元内閣法制局長官は、法律の解釈は大きく文理解釈と論理解釈の二つの方法があり、この二つの方法を適切に配合し、法令の規定の文字や文章の意味を考え、規定全体、法令全体の趣旨に照らし、その法令の背後にある社会的、経済的、政治的諸条件に照らしつつ意味内容を明らかにし、同時に結果の妥当性を検討しながら、法令の規定をあてはめていく必要があると指摘されている⁽¹⁸⁾。

自然言語で書かれた租税法規は完備でない⁽¹⁹⁾、あらゆる経済事象をも想定した立案が非現実的であることから⁽²⁰⁾、その解釈については、文言を基礎にしつつも、文言のみに頼った解釈手法が妥当でないことは自明と思われる⁽²¹⁾。課税実務上、必要に応じ趣旨を把握しつつ、結論を見据えながら、法令を事案にあてはめていく解釈と適用の方法は概して行われており、いずれが欠けても妥当な結論には至らないと考える⁽²²⁾。この林修三氏の直截的な指摘は、

⁽¹⁴⁾ 金子宏著『租税法〔第24版〕』125頁(弘文堂,2021)、清永敬次著『税法〔新装版〕』35頁(ミネルヴァ書房,2013)、谷口勢津夫著『税法基本講義〔第7版〕』46頁(弘文堂,2021)、山田二郎著『税法講義〔第2版〕』35頁(信山社出版,2001)、木村弘之亮著『租税法総則』150頁(成文堂,1998)ほか。

裁判例では、「厳格な文理解釈が枕詞的に引用されるものの、現実には、文言自体の解釈の幅と法令の趣旨・目的、租税の基本原則、税負担の公平性・相当性等からその文言の意味内容を明らかにして、その解釈がその文言の通常の意味から乖離しない範囲内でその文言や当該規定の意味や内容を明らかにしていっているとも評価できる。このような傾向は、租税法規の解釈に当たって今日広くとられているといつてよい」(占部裕典「租税法における文理解釈の意味と判例の状況」日税研論集 Vo78,91頁(2020))と指摘され、「日本の最高裁は、租税法令の文理を手がかりにしつつ、規定の趣旨・目的を考慮して解釈を行っている」(中里実ほか著『租税法概説〔第4版〕』60頁(有斐閣,2024))とされる。

⁽¹⁵⁾ 最二小判平 27・7・17 判タ 1418 号 86 頁。

⁽¹⁶⁾ 最三小判平 19・1・23 判時 1961 号 42 頁(相続税更正処分等取消請求事件)について、「類推解釈と言ってもいい判例である」と評され(今村隆「租税法における解釈のあり方」日本法学第 84 巻第 4 号 404 頁(2019))、最三小判平 18・1・24 判時 1923 号 20 頁(オウブンシャホールディング事件)については、拡大解釈の例として取り上げられ(金子宏「租税法解釈論序説」金子宏ほか編『租税法と市場』21 頁(有斐閣,2014))、最二小判平成 17・12・19 民集 59 巻 10 号 2964 頁(りそな外税控除否認事件)については、「租税法規の限定解釈に関するもの」とされる(岡村忠生「租税法規の限定解釈」中里実ほか編『租税判例百選〔第7版〕』40 頁(有斐閣,2021))。

⁽¹⁷⁾ 参考：中里ほか・前掲注(14)62 頁、藤谷武史「租税法律主義はいかなる態様で租税法解釈を枠づけているか」法律時報 97 巻 6 号 71 頁(2025)、木村・前掲注(14)150 頁。

⁽¹⁸⁾ 林修三著『法令解釈の常識』10 頁(日本評論社,第2版,1975)。また、反対解釈及び類推解釈のあり方については、立法の趣旨、目的を考え、かつ、その結論が社会の正義と公平の要求に合致するかかどうかという論理解釈における一般基準に照らして判断するほかはないと指摘されている(林・前掲注(18)132 頁)。

⁽¹⁹⁾ 藤谷・前掲注(17)71 頁。

⁽²⁰⁾ 「現実の事案は多様であり、法が規定していない領域、いわば『空白地帯』は必然的に存在」する(吉村政徳「税法規定の複雑化と解釈-税務専門家の役割」TKC 会報 2026 年 2 月特別号 32 頁(2026))。

⁽²¹⁾ 藤谷・前掲注(17)71 頁、金子・前掲注(16)9 頁ほか。

⁽²²⁾ 「裁判官は、そのなか(筆者注：複数の解釈)から、事実関係との組み合わせによって、妥当と思われる

日々行われている租税法規の解釈及び適用の基本的な思想として、現在においても的確な指摘であると受け止めることができると考える。

採用する法令の解釈手法や考え方によりその適用の結果も変わりうるが⁽²³⁾、本稿では、上述の考え方を基礎に、文言のみにとらわれず、また、趣旨のみに偏重することなく、両者のいずれも踏まえ、結果の妥当性を見据えながら解釈及び適用を行うことを基調とする。この結果の妥当性については、相対的なものとも捉えられ、立場により異なる主張が生じ得る。この点については、法令が、基本的には、目的をもって策定されていることを踏まえれば⁽²⁴⁾、客観的に把握されたその規定の趣旨⁽²⁵⁾との関係で、結果の妥当性は評価されるべきものであると考える⁽²⁶⁾。

なお、結果の妥当性を論拠づける解釈手法について⁽²⁷⁾、類推解釈や拡張解釈に関しては、基本的に、租税法規の解釈においては否定されるべきとする見解も多いが⁽²⁸⁾、前述の最高裁判決⁽²⁹⁾を踏まえると、司法では必ずしも一律にそのような立場を採用しているとも判断できず、ま

る解釈を選択するのである。それは決断を伴うひとつの実践行為である。要するに、真理という意味での『正しい解釈』は存在せず、『妥当な解釈』あるいはそれと同じ意味での『正当な解釈』をわれわれは求めることになるのである。」伊藤正己ほか著「現代法学入門〔第4版〕」74頁(有斐閣,2010)。なお、文言は"道"、趣旨は"道標"の役割を果たしていると考ええる。

⁽²³⁾ 「近時の研究では、法の解釈の際に参照すべきことがらに着目して、文理解釈、体系的解釈、立法者意思解釈、歴史的解釈、法律意思解釈の五つに、また、条文の適用の仕方の違いに応じて、条文の本来の意味に沿って処理する場合、既存の条文を基礎にこれを縮小、拡張する場合、法律に欠缺がありこれを補充する場合、適用条文が不都合極まりないなどの理由によって文言の指示を変更する(反制定法解釈)場合の四つにそれぞれ分類して説明するものがある」とされる(田中治「租税法における趣旨・目的解釈の意味と判例の状況」日税研論集 Vo78,97頁(2020))。

⁽²⁴⁾ 本稿記載の税制改正の経緯の概要を参照。「およそ現存する制度において、基本的に何らかの趣旨・目的を持たないものはないといってよいであろう」と指摘される(田中・前掲注(23)94頁)。

⁽²⁵⁾ 「『法律の解釈』とは条文の文言の枠内で(可能な複数の意味が考えられるにしても)1つの意味を明らかにすることであり、文言の言語的意味が限界を画することとなるが、その意味は立法者の与えた意味を原則とする。この立法者意思説の根拠であるが、憲法における租税法律主義、さらには三権分立、特に裁判官に法定立行為を認めることができず、さらに行政官には課税に当たっての自由な裁量はなく厳格な法執行が求められている(合法性の原則)ことによると理解することが可能であろう」(占部・前掲注(14)49頁)とされる。

⁽²⁶⁾ この考え方によると、法文全体の構成の精緻さの状況(参考：林・前掲注(18)133頁)及び客観的な規定の趣旨の明確性の程度に応じて、解釈の拠所とするべき文言と趣旨の比重が変わり、採用する解釈手法や考慮すべき事情が変わると考えられる。なお、規定の趣旨が客観的に把握できない場合については、何をもって妥当と評価するか困難となるため、この考え方は採用できないと考える。

⁽²⁷⁾ 「論理解釈により得た法解釈の結論は、条文の適用として言語的に説明(定着)されなければならない。この場合、その結論の言語的定着の方法が解釈技術的な観点から、文理解釈による解釈を座標軸の基準として、それとの対比で典型的には拡張解釈、縮小解釈、反対解釈、類推解釈の技術的形態をもつものとして整理される。これらの解釈方法で展開される法解釈作業は、立法者意思説や法律意思説との関係でいえば、立法者意思説や法律意思説の観点からの考慮で得た事案の解決方向を、条文の適用という形で、言語でもって説明・正当化する作業であり、立法者意思説等のもとの考慮とは、本来、次元の異なる作業である」と指摘される(首藤重幸「租税法における法解釈の方法」日税研論集 Vo78,12頁(2020))。

⁽²⁸⁾ 金子・前掲注(14)123頁など。

⁽²⁹⁾ 前掲注(16)。

た、類推解釈について、最高裁は「租税法の解釈において類推解釈を絶対的に禁止しているという立場に立つものではないことを示している」⁽³⁰⁾との指摘もされている。このような状況を踏まえ、本稿では、客観的な結論の妥当性があると認められる限りにおいては、類推解釈や拡張解釈による法令解釈も排除しないという考え方のもとで、考察を試みることにしたい⁽³¹⁾。

以上の本稿における法令の解釈、適用の手法の下では、規定の趣旨の的確な把握が重要になることから、検討に先立ち、以下で近年における税制の制定過程の概要について明らかにしておく。

本税制を含む政策税制等の創設時又は改正時においては、要望官庁が税制改正要望書⁽³²⁾を査定官庁⁽³³⁾に提出することで、まずは、官庁間で事務的に税制改正の議論が本格化する⁽³⁴⁾。与党においても同様にその要否について議論がなされ⁽³⁵⁾、改正の内容が決まれば、与党による税制改正大綱の決定を踏まえ、政府としても税制改正の大綱を閣議決定する⁽³⁶⁾。この閣議決定⁽³⁷⁾を踏まえ、立案担当部局(査定官庁)において税制改正法案の原案が作成され、内閣法制局審査を受け⁽³⁸⁾、立案される。税制改正法案が閣議決定を経て国会へ提出されると、本会議での担当閣僚の答弁や法案が付託された財務金融委員会等における閣僚及び立案担当部局等の職員である政府参考人の答弁並びに質問主意書に対する政府の答弁書の閣議決定により、その制度の趣旨、目的が国民に対し明らかにされる⁽³⁹⁾。委員会及び本会議における審査及び審議ののち法案が可

⁽³⁰⁾ 首藤・前掲注(27)17頁。

⁽³¹⁾ この場合においても、個人の権利を制限し、義務や不利益を課するような規定については、みだりに拡張的な解釈を行うことはできないと考えられる(林・前掲注(18)133頁)。

⁽³²⁾ 税制改正要望書は国税については財務省ホームページ、地方税については総務省ホームページで公表されている。

⁽³³⁾ 国税は財務省、地方税は総務省となる(財務省設置法4①十六、総務省設置法4①五十三)。

⁽³⁴⁾ 「平成22年度税制改正大綱」(平成21年12月22日閣議決定)の「政策税制措置の見直しの指針」において、政策税制措置については、合理性、有効性、相当性の視点から、その新設・拡充等を議論することとされ、要望省庁から査定官庁に対して提出される税制改正要望書にその点の検討を記載することとされている。

⁽³⁵⁾ 平成21年10月から平成25年1月までは、政権の交代により、政府税制調査会と与党税制調査会が一元化されており(平成21年度第1回税制調査会内閣総理大臣発言)、現在と税制改正プロセスが異なる。この期間の税制改正に至るまでの議論と資料は内閣府の税制調査会ホームページにつまびらかに掲載されている。

⁽³⁶⁾ 「令和八年度の税制改正プロセスにおける個別の項目につきましては、現在、まさに与党の税調において、皆様の税調もそうですが、与党の税調の方も大変活発に御議論をしておりますので、その御議論の結果を踏まえて私どもも検討する」第219回国会参議院財政金融委員会令和7年12月4日財務大臣答弁。

⁽³⁷⁾ 内閣が職権を行うのは、閣議によるものとされ、内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督することとされている(内閣法4、6)。閣議の議事録は首相官邸ホームページで公表されている。

⁽³⁸⁾ 内閣法制局設置法第3条第1号((所掌事務))。

⁽³⁹⁾ 国会法第41条((委員会))、第47条((審査))、第56条第2項((付託))、第56条の2((趣旨説明))、第74条((質問主意書))、衆議院規則第45条の3((政府参考人))、参議院規則第42条の3((政府参考人))。「法令の解釈は、提案者によって、あるいは審議・議決に参加する人々によって、常になされているわけである。…この立法の過程において表明された提案者、審議・議決に関係した人々の意思は、い

決、成立すれば、官報において法令が公布⁽⁴⁰⁾され国民に周知される⁽⁴¹⁾。一般の理解に資するため法律及び政令のあらましも併せて官報に掲載され⁽⁴²⁾、省令や告示についてもその要旨が e-Gov のポータルサイトに掲載される⁽⁴³⁾。

立案担当部局の担当者は、個人的見解として、財務省ホームページにおいて改正趣旨を公表し、要望省庁では税制改正の概要と背景のほか事務手続等を内容とする事務連絡やパンフレットを各ホームページにて公表している⁽⁴⁴⁾。なお、租税制度に関する基本的事項⁽⁴⁵⁾の改正事項については政府税制調査会においても議論がなされ、会議資料が内閣府ホームページで公表される⁽⁴⁶⁾。

なお、執行官庁としてはその権限⁽⁴⁷⁾に基づき、公布された法令についてその職員に対し法令解釈通達⁽⁴⁸⁾とその趣旨を発し、あわせて公表することで対外的に行政解釈⁽⁴⁹⁾が明らかにされる

わゆる立法者の意思として、のちのちまで、当該法令の解釈上有力な参考資料となる。」と指摘される(林・前掲注(18)43頁)。国会に提出される改正法律案の新旧対照表(立案担当省庁のホームページで公表されている。)は、参考資料にすぎないが、検討対象となっている規定・文言がどのような趣旨のもとで定められているのか把握でき、その解釈、適用に際し有用な資料の一つとなる。

⁽⁴⁰⁾ 官報の発行に関する法律第3条第1項((官報による公布等))。

⁽⁴¹⁾ 参考：法制執務研究会編『新訂ワークブック法制執務〔第2版〕』69頁(ぎょうせい,2018)。内閣法制局ホームページ。法令の公布は法令の施行の前提要件とされる(最大判昭32・12・28刑集11巻14号3461頁)。

⁽⁴²⁾ 官報の発行に関する内閣府令第5条第1号((その他官報に掲載する事項))。

⁽⁴³⁾ 行政手続法第39条((意見公募手続))に従いパブリックコメントが行われる場合には、法令改正の趣旨や意見に対する立案担当部局の見解が公表される。税制改正法案は一般的には例外規定(同条第4項)によりパブリックコメントは実施されていないが、円滑化省令や財産評価基本通達などは行われている。e-Gov パブリック・コメントホームページ(<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1050>)参照。

⁽⁴⁴⁾ 例えば、医療法人の持分に係る経済的利益の贈与税の納税猶予等(措法70の7の9等)については、医政支発0929第1号平成29年9月29日「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」、「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集」などが、厚労省ホームページで公表されている。

⁽⁴⁵⁾ 内閣府本府組織令第33条第1項第1号((税制調査会))。納税環境の整備に関する事項なども議論される。

⁽⁴⁶⁾ 例えば、令和8年度税制改正に至った特定電子移転財産権の徴収手続の整備については、政府税制調査会に設けられた「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」(2025年11月13日)で議論されており、その問題意識が明らかにされている。

⁽⁴⁷⁾ 関税等を除く国税については、財務省設置法及び財務省組織令に基づく財務省組織規則により、国税庁各部各課が所掌税目の法令解釈に関する事務をつかさどることとされている。

⁽⁴⁸⁾ 国家行政組織法第14条((行政機関の長の権限))。国民に対し直接の法的効力は有しない(財産評価基本通達につき最三小判令4・4・19民集76巻4号411頁)。

⁽⁴⁹⁾ 判例による法の解釈は有権の解釈とされ、行政機関による行政解釈と学説による学理解釈は有権の解釈ではないとされる(中野次雄編『判例とその読み方〔三訂版〕』203頁(有斐閣,2009))。他方で、立法機関及び行政機関による解釈については、「実際上の意味からいうと、国政の上に、あるいは一般の社会生活の上に、法的拘束力のある裁判所の解釈に劣らない、いや場合によっては、それよりも重要な影響力を及ぼす場合がある」と指摘され(林・前掲注(18)49頁)、通達については「法源と同様の機能を果たしている、と言っても過言ではない」とされる(金子・前掲注(14)116頁)。

(50)。

以上を踏まえ、本稿の進め方としては、まず、検討対象とする法律行為の私法上の考え方を確認し(第2)、検討の前提となる本税制の趣旨と構造の全体像の整理を行う(第3)。そして、上記1①から③までの場合に係る認定取消事由及び確定事由並びに免除事由の条文の内容を確認し、課税関係の不明点を抽出する(第4)。この不明点について、本税制の政策目的と法的構造を踏まえ、主に関係法令及び条文間の体系的整合性という観点⁽⁵¹⁾から個別の規定の趣旨を把握し、結論の妥当性を考慮してあてはめを行い、当該不明点に対する課税関係と考え方を明らかにすることとしたい(第5)。

なお、本稿文中の意見にわたる部分は、個人的見解に基づくものであることを念のため申し添えておく。

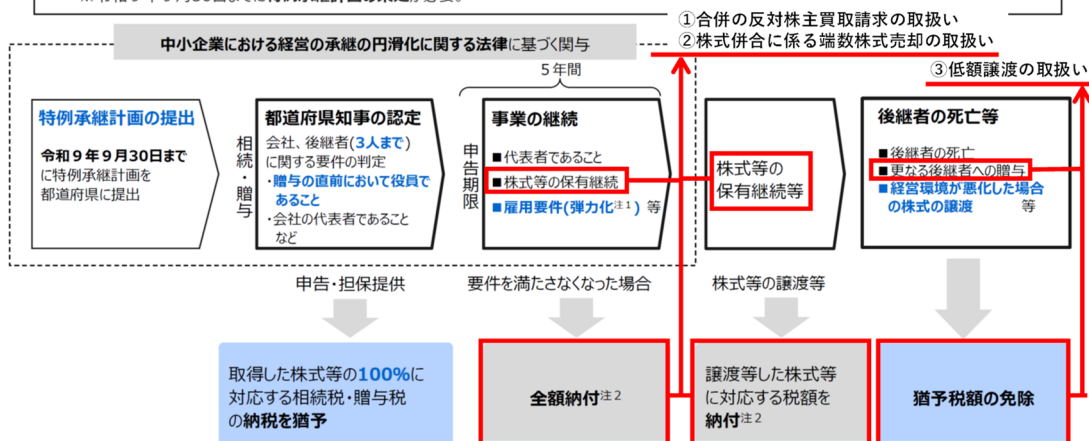
⁽⁵⁰⁾ 税制改正法案については、改正内容に応じ立案担当部局は適切な法令の執行の観点等から国税庁と調整し、通達改正案については、国税庁も必要に応じ制度の立法趣旨等を踏まえるため立案担当部局と調整し、そのうえで、それぞれの権限と責任の下に、法令の立案又は通達等の策定を行っている。

本文で述べた法案の立案過程により把握できる資料や議事により確認できる制度趣旨を踏まえ、文理を基礎に、結論の妥当性を考慮しながら法令の解釈及び適用が行われることで、初めて意図された政策税制による政策目的の達成は可能になるものとする。

⁽⁵¹⁾ 「行政法一般においては、体系的解釈ないし仕組み解釈が強調される」と指摘されるところ(泷圭吾「租税法規の解釈」中里実ほか編『租税判例百選〔第6版〕』29頁(有斐閣,2016))、本稿においては、本制度の仕組みを踏まえ、これらと同様の解釈を行うことを排除していない。

〔本税制の概要と本稿の検討対象〕

- 中小企業の先代経営者から **後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合**には、その非上場株式等に係る**相続税・贈与税の納税を猶予**（後継者の死亡等の場合に**免除**）
 - 平成30年1月からの**10年間の措置**として、従来の制度を**抜本拡充**した特例措置が講じられている。
 - 猶予割合 80% ⇒ **100%**
 - 対象株式 総株式の2/3まで ⇒ **全株式**
 - **雇用確保要件の弾力化**
 - **経営環境変化に対応した免除措置** など
- ※令和9年9月30日までに**特例承継計画の策定**が必要。



(注1) 経営状況の悪化等を理由に、5年間の平均が8割を満たさなかった場合には、認定支援機関の指導助言を受けることが必要となる。
(注2) 猶予税額の納付に併せて利子税を納付。利子税の割合（措置法の特例適用後）は年0.6%。* ※利子税特例基準割合1.3%の場合。

※財務省 HP「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e05.htm：最終閲覧日令和8年7月29日)を一部加工

〔納税猶予期限の確定事由・認定取消事由(本稿に関するもの)〕

○後継者に係るもの

確定事由	措置法	円滑化省令
・適用株式の一部の譲渡又は贈与をした場合	70の7③五	9②八
	70の7⑤二	
・適用株式の全部の譲渡又は贈与をした場合	70の7③六	9②八
	70の7⑤一	

○適用会社に係るもの

確定事由	措置法	円滑化省令
・合併により消滅した場合	事業継続期間内（適格合併を除く。）	70の7③十三 9②八, 10①
	適格合併をした場合 （吸収合併存続会社等の株式以外の財産の交付を受けた場合に限る。）	70の7④二 10①
	事業継続期間経過後 （吸収合併存続会社等の株式以外の財産の交付を受けた場合に限る。）	70の7⑤三

○その他

確定事由	措置法	円滑化省令
・継続届出書が提出期限までに所轄税務署長に提出されなかった場合	70の7⑪	

※条文は一般措置（贈与税）の例。

※網掛け部分は事業継続期間経過後も確定事由となるもの。

※武田昌輔監修「コンメンタール相続税法」5205の5頁を加工。

第2. 検討対象とする行為の概要

1. 合併についての反対株主の株式買取請求

反対株主の株式買取請求権は、会社の基礎の変更等の行為に反対する株主が、会社に対し自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求し投下資本の回収を図る権利とされており、株式の譲渡による会社からの離脱が困難な閉鎖型の会社において存在意義が大きいとされる⁽⁵²⁾。当該請求権が認められる場合は会社法において複数定められているが、本稿では、合併の場合を取り上げる。

合併がされる場合、反対株主は、消滅する会社等に対し自己の有する株式について公正な価格で買取りの請求をすることができ(会社法 785、797)、会社はその株式を買い取るべき義務が生じる(形成権)⁽⁵³⁾。当該請求の効力発生時期は合併の効力発生日であり(会社法 786⑥等)、その株式は、同日にその会社の自己株式となる⁽⁵⁴⁾。

当該請求権の法的性質は、投資の解約を申し入れる権利とする解釈が通説とされており⁽⁵⁵⁾、当該請求権の行使は、適正な対価を得たうえでその株主が会社から退出することを意味するものとされている⁽⁵⁶⁾。

2. 株式併合により生じた1株未満の端数株式の売却

会社法第235条((株式併合等による一に満たない端数の処理))では、株式併合と株式分割の場合について定めているが、本稿では端数が生じることが多い株式併合(会社法 180)を対象とする。

株式併合は数個の株式(例えば 10 株)を合わせて少数の株式(例えば 1 株)とする会社の行為とされ⁽⁵⁷⁾、基本的にどのような場合にでも行うことができ、全ての株式を 1 株にすることも可能とされる⁽⁵⁸⁾。株式併合により発行済株式総数は減少するが、会社財産、資本金額は変動しない⁽⁵⁹⁾。

株式併合は、合併に際し株式の割当比率を 1 対 1 にするために一方の当事会社の株式を併合する場合に利用されるほか⁽⁶⁰⁾、平成 26 年会社法改正後はスクイーズアウト(少数株主の締め出し)に利用される点が注目されている⁽⁶¹⁾。株式併合の割合によっては、株主の保有する株式が端

⁽⁵²⁾ 江頭憲治郎著『株式会社法〔第9版〕』881頁(有斐閣,2024)、相澤哲編著『新・会社法の解説』200頁(商事法務,2006)。

⁽⁵³⁾ 神田秀樹著『会社法〔第27版〕』407頁(弘文堂,2025)、江頭・前掲注(52)886頁。

⁽⁵⁴⁾ 相澤哲ほか編著『論点解説新・会社法』682頁(商事法務,2006)、江頭・前掲注(52)921頁。

⁽⁵⁵⁾ 廣瀬孝「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成27年度(上)144頁(2015)。

⁽⁵⁶⁾ 最一小判平27・3・26民集69巻2号365頁。

⁽⁵⁷⁾ 江頭・前掲注(52)288頁。

⁽⁵⁸⁾ 相澤ほか・前掲注(54)183頁。

⁽⁵⁹⁾ 相澤ほか・前掲注(54)185頁、江頭・前掲注(52)288頁、田中亘著『会社法〔第5版〕』134頁(東京大学出版会,2025)。

⁽⁶⁰⁾ 奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタール会社法1〔第2版〕』367頁(日本評論社,2016)、江頭・前掲注(52)289頁。

⁽⁶¹⁾ 株式会社ブルータス・コンサルティング編『新株予約権等・種類株式の発行戦略と評価』24頁(中央経済社,2020)、江頭・前掲注(52)289頁。

数となり、株主としての地位を失わせることができ⁽⁶²⁾、株主総会の特別決議で株式併合を実行できることから(会社法 309②)、買収を試みる者は合計3分の2以上の議決権を保有していれば、スクイーズアウトを実施することが可能となる⁽⁶³⁾。

株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生ずるときはその端数の合計数に相当する数の株式を競売し、その端数に応じてその競売により得られた代金を株主に交付しなければならない(会社法 235①)⁽⁶⁴⁾。なお、市場価格のない株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により売却することも可能とされる(会社法 235②)。この端数株式は、競売又は売却されるまでは、端数に係る株主の共有に属すると解されている⁽⁶⁵⁾。

なお、会社法第235条と同様に1株に満たない端数が生じた場合の処理を定めた会社法第234条((合併等による一に満たない端数の処理))では、合併に際し、存続会社等が合併契約に従い消滅会社の株主に対し合併対価⁽⁶⁶⁾を交付する場合において、交付しなければならない株式の数に1株に満たない端数があるときは、その端数の合計数に相当する数の株式を競売し、その端数に応じてその競売により得られた代金をその者に交付しなければならないこと(会社法 234①五)⁽⁶⁷⁾を定めている。この端数を合計した株式は、端数が生じる株主の共有に属すると解されており、会社は当該株式の処分権限を付与されているものとされる⁽⁶⁸⁾。

⁽⁶²⁾ 田中・前掲注(59)134頁。

⁽⁶³⁾ 経済産業省令和7年1月17日『『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会会社法の改正に関する報告書』12頁(<https://www.moj.go.jp/content/001438049.pdf>: 最終閲覧日令和8年6月19日)。最近の例として、朝日新聞令和7年6月27日「AGP 株式併合、上場廃止へ 株主総会、JAL の提案可決」などが報道されている。なお、株式併合により、少数株主の持株数が1株に満たなくなり、株主としての地位を失うという結果が生じること自体は会社法が予定していると判示した裁判例がある(札幌地判令3・6・11 LEX/DB25590783)。

⁽⁶⁴⁾ 100株保有の株主1名、5株保有の株主が10名いる会社が、10株を1株とする株式併合を行うと、従前の100株の株主は10株の株主となるが、従前5株を保有していた10名の株主の保有株主は0.5株と端数になる。この端数を合計すると $0.5 \times 10 = 5$ 株となるから、会社は5株の株式を売却し、売却金を10等分して5株の従前の旧株主に交付することとなる(伊藤靖史ほか著『会社法〔第6版〕』129頁(有斐閣,2025))。

⁽⁶⁵⁾ 奥島ほか・前掲注(60)483頁、森・濱田松本法律事務所編『株式・種類株式〔第2版〕』120頁(中央経済社,2019)、財務省「平成18年度税制改正の解説」294頁(https://warp.ndl.go.jp/web/20151201161848/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2006/fl808betu.pdf: 最終閲覧日令和8年6月19日)。

⁽⁶⁶⁾ ここでは、その株式会社の株式(会社法 234①)。合併対価の内容は、合併契約に定められる(会社法 749等。奥島ほか・前掲注(60)233頁)。

⁽⁶⁷⁾ 江頭憲治郎ほか編著『論点体系会社法5社債、組織再編Ⅰ』576頁(第一法規,2012)、青木莊太郎ほか著『会社法実務マニュアル〔第2版〕第4巻組織再編・事業承継』37頁(ぎょうせい,2017)。会社法第234条と第235条について、「会社法においては、株式の分割および株式の併合は株式の数の変動と整理されたため、それらにより端数が生ずる場合の処理については、株式を交付する場合とは別の規定が設けられている(会社法二三五条)が、その具体的な処理の方法は、株式を交付する場合と同様である」とされる(相澤・前掲注(52)62頁)。

⁽⁶⁸⁾ 奥島・前掲注(60)483頁、江頭憲治郎ほか編著『論点体系会社法2株式会社Ⅱ』216頁(第一法規,2012)。

3. 株式の低額譲渡

中小企業の親族内承継に関する検討会⁽⁶⁹⁾が公表した資料によれば⁽⁷⁰⁾、経営者の就任状況について、同族承継、M&A及び内部昇格のうち、従業員等の内部昇格の割合が最多となっている(2024年: 36.4%)。

経営者が従業員等の第三者に対して株式の移転を考える場合、経営者には株式を換金したい意向がある一方、従業員等においてはその買取資金が不足する問題が生じ得る⁽⁷¹⁾。このような場合、経営者から従業員等に対して時価未満の価額による株式の低額譲渡の誘因が働く⁽⁷²⁾。

本税制では、「譲渡」と「贈与」が区別して規定され(措法70の7③五等)、適用関係も異なるが、私法上、この低額譲渡については混合贈与の概念との関係で議論がある。民法上、贈与は当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずるものとされ(民法549)、混合贈与は、当事者の一方の給付が価格的に一部分のみ対価関係に立ち、これを超える部分は無償で与えられ、その限りにおいて、双方の間に贈与の合意がある契約とされる⁽⁷³⁾。私法上、いずれに該当するかは、契約に至った経緯、当事者の関係、財産の態様や契約書の内容等を踏まえ個別に判断することになると思料されるが⁽⁷⁴⁾、本稿では、議論の拡散を防ぐため、この混合贈与のほか、負担や条件等の附款が付された贈与など特殊な贈与に関する事項は、この低額譲渡の免除対象贈与に係る免除事由の検討対象から除いた上で、考察を行うこととする⁽⁷⁵⁾。

第3. 法人版事業承継税制の趣旨と制度の構造

1. 本税制の趣旨

相続税における中小企業に対する配慮は多岐にわたる⁽⁷⁶⁾。遺産に係る基礎控除(相続税法15)

⁽⁶⁹⁾ 令和7年6月、中小企業庁が親族内承継に係る施策の検討を行うため「中小企業の事業承継・M&Aに関する検討会」の下に設置した、経営者・実務家・学者等を中心とした検討会。

⁽⁷⁰⁾ 「令和7年中小企業の親族内承継に関する検討会中間とりまとめ参考資料」(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shinzoku/report/20251212report_02.pdf: 最終閲覧日令和8年6月19日)。

⁽⁷¹⁾ 事業承継の実施に際し株式の移転を行う際の障害として、相続税・贈与税の納税資金の確保に次いで、従業員等による株式買取資金の確保が上がっている(東京商工会議所令和6年2月29日「事業承継に関する実態アンケート報告書」20頁。https://tokyo-cci.meclib.jp/library/books/jigyoshoukei_survey2024/book/#target/page_no=1: 最終閲覧日令和8年6月19日)。

⁽⁷²⁾ 中小企業庁・前掲注(10)55頁。

⁽⁷³⁾ 柚木馨ほか編『新版注釈民法(14)債権(5)』16頁(有斐閣,1995)、武田昌輔監修『DHCコンメンタール相続税法』1003頁(第一法規,加除式)。混合贈与は、負担付贈与との境界も曖昧である(柚木ほか・前掲注(73)18頁)。なお、本稿中「措法」とあるのは「租税特別措置法」を、「措令」とあるのは「租税特別措置法施行令」を、「措規」とあるのは「租税特別措置法施行規則」を示している。

⁽⁷⁴⁾ 参考: 遠藤浩編『民法V(契約総論)』46頁(青林書院,1997)。

⁽⁷⁵⁾ 混合贈与の例として、「甲が自己の時価1万5000円のラジオに対して乙より1万円の支払の約束で甘んじ、不足額5000円分は乙に対する贈与とする旨の合意があった場合」などと言及される(柚木ほか・前掲注(73)16頁)。なお、混合贈与に対する贈与税の課税関係について、松岡章夫編著『令和3年補訂ゼミナール相続税法』482頁(大蔵財務協会,2021)、武田・前掲注(73)1003頁。

⁽⁷⁶⁾ 本税制を含む相続税における中小企業者に係る優遇措置の歴史的経緯は、甲斐裕也「中小企業者に対する課税のあり方についての一考察—相続税の視点から—」税大論叢第85号271頁(2016,<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/85/03/01.pdf>)。

もそのうちの一つだが⁽⁷⁷⁾、現在における株式に対する最も大きな措置は本税制となっている。平成 21 年度税制改正により創設された一般措置は、経営資源としての議決権株式の分散防止、安定的な経営の継続の確保の考え方に基づき、中小企業の事業承継の円滑化を通じた雇用の確保及び地域経済の活力維持を図る観点から講じられている⁽⁷⁸⁾。しかし、平成 30 年度税制改正において、創設当時から社会経済情勢も変化し⁽⁷⁹⁾、その考え方の比重も変わり、「中小企業経営者の年齢分布のピークが 60 歳台半ばとなり、高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上は、待ったなしの課題」として、10 年間の特例措置として本税制の抜本的な拡充が行われた⁽⁸⁰⁾。具体的には、①雇用確保要件(5 年間平均 8 割維持)の弾力化、② 2 名又は 3 名まで(改正前: 1 名)の後継者に対する相続・贈与が特例措置の対象とされ、③経営環境の変化に対応した減免制度の創設がされた⁽⁸¹⁾。

これらの改正を内容とする特例措置は、雇用維持を第一に考え、後継者 1 人への株式の集中を狙いとする一般措置の考え方⁽⁸²⁾と大きく異なるものであるが⁽⁸³⁾、雇用確保要件を除く確定事由について大きな違いはなく、本税制の中核である株式の継続保有を通じた安定的な事業の継続についての考え方は、引き続き堅持されている。

⁽⁷⁷⁾ 桜井四郎「相続税法の一部改正」国税速報第 1031 号臨時増刊 106 頁(1958)。本税制以外の事業承継に関する税制について、渋谷雅弘「事業承継税制の現状」法学第 69 巻第 1 号 30 頁(2005)。

⁽⁷⁸⁾ 財務省「平成 21 年度税制改正の解説」313 頁(https://warp.ndl.go.jp/web/20151202072629/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2009/explanation/pdf/P309-P403.pdf;最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日)、武田・前掲注(73)5214 頁。「事業承継税制は、中小企業の事業の継続というものが雇用確保を通じた地域経済の活力維持に資するということにかんがみて、相続後一定期間、雇用を確保しつつ事業継続を行う企業に限定をしまして、自社株式に係る相続税の納税猶予の適用を認めるものであります」(第 169 回国会衆議院経済産業委員会平成 20 年 4 月 4 日経済産業大臣答弁)。

⁽⁷⁹⁾ 有効求人倍率は平成 20 年平均は 0.88 倍だったが、平成 30 年平均では 1.61 倍まで上昇(厚労省報道発表資料。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/ippan/2008/12/>,https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000192005_00001.html:最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日)。人手不足で雇用確保要件(措法 70 の 7 ③二等)を満たしたくても満たせないやむを得ない実態があったことも特例措置創設の背景にあると思料される(第 196 回国会衆議院経済産業委員会平成 30 年 3 月 28 日中小企業庁長官答弁)。

⁽⁸⁰⁾ 自由民主党・公明党平成 29 年 12 月 14 日「平成 30 年度税制改正大綱」7 頁。本税制のあり方の最近の論稿については、高橋達也「事業承継税制のあるべき姿」、大畑智宏「今後の事業承継税制はどのように在るべきか」税研 No244,41 頁以下(2025)。令和 8 年度税制改正大綱(自由民主党・日本維新の会令和 7 年 12 月 19 日)では「適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和 9 年度税制改正において結論を得る」と記載された。

⁽⁸¹⁾ 本税制の概要は、国税庁ホームページ「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(法人版事業承継税制)のあらまし(令和 7 年 5 月)」、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等のあらまし」及び「相続税の申告のしかた(令和 7 年分用)」29 頁を、一般措置の創設趣旨等は、財務省・前掲注(78)、特例措置の創設趣旨等は財務省「平成 30 年度税制改正の解説」を参照。平成 30 年度税制改正の背景と評価について品川芳宣「新事業承継税制と今後の事業承継対策」租税研究 2018 年 10 月 108 頁(2018)。同年度改正により制度趣旨がつかみにくくなったとの指摘として渋谷雅弘「相続税制と事業承継税制の動向」租税研究 2018 年 12 月 88 頁(2018)。

⁽⁸²⁾ 中小企業庁財務課長佐藤悦緒「中小企業の事業継承円滑化に向けた総合的支援策について」租税研究 2008 年 10 月 39 頁(2008)。

⁽⁸³⁾ 高橋・前掲注(80)46 頁。

2. 本税制の性格

相続税及び贈与税は随時税であり、法人税や所得税の期間税とは異なり定期的に納税義務が成立するものでもない⁽⁸⁴⁾。したがって、政策税制⁽⁸⁵⁾の手法については、これらの税目間で差異がある。

例えば、法人税においては、所得金額又は税額に関して、特別償却や所得控除又は税額控除等により、確定する税額自体の操作をもって政策目的の実現を企図するものが多い⁽⁸⁶⁾。これは事業年度の終了の時に納税義務が定期的に成立する(国税通則法 15②三)法人税の性質を踏まえているものとも考えられる。

他方、相続税及び贈与税については、定期的に納税義務が成立するものでもないため、確定する税額を操作する措置以外に、その徴収権⁽⁸⁷⁾に修正を加えることで、政策目的の達成を試みている措置が多い。確定する税額自体を操作する手法としては、課税価格減額方式⁽⁸⁸⁾や税額控除方式などがあるが、徴収権を操作する手法の一つとして納税猶予方式がある⁽⁸⁹⁾。これは相続税法第 33 条((納付))の特例であり、長期間一定の状態を継続させることを政策目的とする場合(例：本税制や農地等に係る納税猶予等)や、一定期限までに一定の状態にさせることを政策目的とする場合(例：医療法人の持分の経済的利益に係る納税猶予等)に、この方式が採用されている。

⁽⁸⁴⁾ 随時税と期間税については、金子・前掲注(14)20 頁。贈与税に関しては議論もある(渋谷雅弘「夫婦財産契約と贈与税」税務事例研究 Vol102,81 頁(2008))。

⁽⁸⁵⁾ 政策税制の意義について、「平成 22 年度税制改正大綱」(平成 21 年 12 月 22 日閣議決定)では「租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置」を政策税制措置と位置付け、税制調査会昭和 50 年 12 月「昭和 51 年度の税制改正に関する答申」では、「特定の政策目的に資するという租税政策上の配慮がなかったとすれば、税負担の公平その他の税制の基本的原則からは認め難いと考えられる実質的な意味での特別措置」を政策税制と位置付けている。

⁽⁸⁶⁾ 法人税の租税特別措置の手段として、特別(割増)償却、準備金、免税・税額控除、課税強化との区分や(泉美之松「租税特別措置の沿革〈1〉」税務弘報 Vol33No8,116 頁(1985))、圧縮記帳、特別(割増)償却、特別償却準備金、準備金等、税額控除、損金不算入方式、所得控除、税率構造の変化との区分で検討する論稿がみられる(占部裕典著『政策税制の展開と限界』35 頁(慈学社出版,2018))。

⁽⁸⁷⁾ 徴収権については、金子・前掲注(14)154 頁。

⁽⁸⁸⁾ 課税価格減額方式は、適法にその制度を適用した場合、軽減された税額が申告時に一旦確定するものであるが、そのうち、非課税の形をとる措置については、要件違反時の是正方法により、義務的修正申告方式と納税義務成立方式などに分けられる。義務的修正申告方式では、要件違反時に修正申告を課し納付を促す一方で、当該申告を期限内申告扱いとするが(住宅取得等資金の贈与税の非課税(措法 70 の 2)等)、納税義務成立方式は、要件違反等が判明した場合、一定の財産につき要件違反時等に相続又は贈与等により取得したものとみなす方法であり、要件違反が当初の贈与に係る贈与税の除斥期間を経過しても起こりえる場合などにこの方式が用いられる(教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税(措法 70 の 2 の 2)等)。そのため、このいずれの方式においても要件違反時に追加で課される税額については、これらの制度の規定に従い所定の期限内に納付した場合には、延滞税は課されないこととなる。ほか、納税猶予方式と課税価格減額方式との比較に触れた最近の論稿として、青山慶二「各国比較から読み解く事業承継税制の展望」資産承継 2025 年 11 月号 25 頁(2025)。

⁽⁸⁹⁾ その他延納や物納の特例等がある(措法 70 の 8 の 2 等)。

納税猶予方式では、納期限を、相続税又は贈与税の申告期限ではなく、一定の時期に後ろ倒しにしたうえで、納期限到来時において猶予した税額の免除をし、又は納付をさせる方法が採られており、猶予期間中に一定の事実が生じた場合には、後ろ倒しにした納期限を繰り上げ、猶予税額を免除し、又は納付をさせることにより、政策目的の達成を図る仕組みとしている。

当該方式の下では、納税猶予の適用期間中に猶予期限の確定事由が生じたときは、既に法定納期限(相続税又は贈与税の申告期限)が経過していることから⁽⁹⁰⁾、猶予されていた本税のほか、利子税⁽⁹¹⁾の納付が必要とされる。

その結果、納税猶予方式の場合は、上記のそれ以外の方式と比べ、利子税が加わる分、確定事由が生じた場合の納付額が多くなるため、適用者は政策目的に沿った行動をとるインセンティブ(ディスインセンティブ)が強く働くことになり、その反面、免除される場合のメリットが相対的に大きくなる⁽⁹²⁾。このように、この方式は、政策目的と租税の軽減の程度が強く結びついていることから、要件の設定とその執行が適切である場合には、政策税制としての有効性と課税の公平の観点からの許容性が認められうると考える⁽⁹³⁾。

本税制については、事業活動の継続、事業承継の支援を行うことを目的とするものであり、贈与又は相続後の事業継続を要件として税負担の軽減を行うことが適当であるとして、申告時に税負担の軽減が確定する課税価格減額方式よりも、要件を満たさなくなった時点で納税させる納税猶予方式を採用していると説明されている⁽⁹⁴⁾。そのため、上記の政策目的の下、原則として、要件を満たし続ける限り、贈与者又は後継者の死亡まで納税が猶予されるため、その適用は数十年にわたることもありえることから、この猶予期限の前に確定事由又は免除事由に該当する可能性も高くなる。

⁽⁹⁰⁾ 本税制について「納税の猶予に係る贈与税の法定納期限は、相続税法第 33 条の規定による本来の納期限とし、具体的納期限は、納税の猶予に係る期限とする(措法 70 条の 7 第 13 項 6 号、通則法 2 条 8 号、35 条 1 項、徴収法 2 条 10 号)。注 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除(措法 70 条の 4)にも同様の規定がある(措法 70 条の 4 第 32 項 1 号)。」(武田・前掲注(73)5207 の 12 頁)。

⁽⁹¹⁾ 納税猶予方式を採用する各制度については、履行遅滞に対する損害賠償の性質を持つ延滞税(志場喜徳郎ほか著『令和 7 年改訂国税通則法精解』733 頁(大蔵財務協会,2025))ではなく、約定利息の性質を持つ利子税(財務省「平成 25 年度税制改正の解説」859 頁(https://warp.ndl.go.jp/web/20151203174812/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/explanation/pdf/p0850_0872.pdf: 最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日))に置き換える措置が講じられている(例: 措法 70 の 7 ㉗等)。なお、利子税が課される期間は、延滞税の計算期間から除かれることとなる(国税通則法 64②)。

⁽⁹²⁾ 利子税の負担に関しては、日本公認会計士協会平成 21 年 6 月 9 日「中小企業の事業承継税制の論点整理と諸問題の検討」21 頁(https://jicpa.or.jp/specialized_field/publication/files/2-2-19-2-20090625.pdf: 最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日)。平成 25 年度税制改正では利子税について軽減措置が手当てされている(措法 70 の 7㉘等。財務省・前掲注(91)618 頁)。

⁽⁹³⁾ 論点としては、納税者及び課税庁の事務負担がある。中期的な視点での解決策として、酒井秀行「相続手続等の簡素化・効率化に向けた考察」税大論叢第 114 号 235 頁(2025,<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/114/03/03.pdf>)。課税価格減額方式である小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の問題として、自由民主党・公明党平成 30 年 12 月 14 日「平成 31 年度税制改正大綱」6 頁。

⁽⁹⁴⁾ 第 168 回国会衆議院経済産業委員会平成 19 年 12 月 21 日財務省主税局審議官答弁。立案に当たっては、農地等の相続税又は贈与税の納税猶予をベースにしている(参考: 佐藤悦緒・平川茂「対談新事業承継税制の疑問と誤解を解く」税理 2009 年 8 月 130 頁(2009))。

したがって、本税制の適用者にとって、その事業上の行為が確定事由又は免除事由に該当するか否かは、事業の経営に多大な影響を与える場合があるため⁽⁹⁵⁾、必然的に大きな関心事項となる。

3. 円滑化法と措置法の関係⁽⁹⁶⁾

本税制の対象となる株式を発行する会社は、円滑化法第 12 条第 1 項の都道府県知事の認定⁽⁹⁷⁾(以下「認定」という。)を受けた会社(以下「認定会社」という。)で、所定の要件を満たすもの(特例認定贈与承継会社等。以下「適用会社」という。)とされる(措法 70 の 7 の 5 ②一・二等)。

この円滑化法は、後継者の多額の相続税負担による会社の事業資金の流出や、遺留分など相続法上の制度による株式の分散など、代表者の死亡等に起因する経営の承継が事業活動の継続に影響を及ぼすことを踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資することを目的に各種支援措置を講じている⁽⁹⁸⁾。

当該認定の対象は会社である中小企業者とされており、当該認定の要件は中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「円滑化省令」という。)において定められている。

具体的には、中小企業者の代表者が贈与又は相続により取得したその会社の株式に係る贈与税又は相続税を納付することが見込まれることとする要件のほか、事業継続に係る要件⁽⁹⁹⁾が定められている(円省 6 ①十一等)。当該認定の要件と本税制の適用要件(措法 70 の 7 の 5 ②等)とは表裏一体であり⁽¹⁰⁰⁾、基本的にこれらは同種の事項を定めている⁽¹⁰¹⁾。したがって、事業継続

⁽⁹⁵⁾ 後継者の相続税納付資金の捻出のための会社による後継者に対する貸付けや、後継者保有の株式買取などによる資金流出などが想定される。

⁽⁹⁶⁾ 本稿では、本税制の構造を踏まえ両法令の関係に着目している。そのほか本税制における基礎構造として、贈与税の納税猶予及び相続税の納税猶予の関係、猶予期限の確定及び免除の関係については、財務省・前掲注(78)を参照。なお、円滑化法と措置法は密接な関係があり措置法は円滑化法に準拠した規定を置いていると指摘するものとして、渋谷雅弘「租税法規による他の法令への準拠」フィナンシャル・レビュー平成 29 年第 1 号通巻第 129 号 85 頁(2017)。

⁽⁹⁷⁾ 円滑化法第 12 条第 1 項の認定に関する経済産業大臣の権限に属する事務は、中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととされている(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令 2)。

⁽⁹⁸⁾ 円滑化法第 1 条、第 169 回国会衆議院経済産業委員会平成 20 年 4 月 2 日経済産業大臣円滑化法趣旨説明、神崎忠彦ほか著『詳説中小企業経営承継円滑化法と新・事業承継税制』7 頁(金融財政事情研究会,2009)。

⁽⁹⁹⁾ 経済産業省平成 20 年 12 月「平成 21 年度税制改正について」6 頁(<https://warp.ndl.go.jp/web/20110512133419/www.meti.go.jp/press/20081212009/20081212009-3.pdf> : 最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日)。なお、本稿中「円省」とあるのは、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」を示している。

⁽¹⁰⁰⁾ 武田・前掲注(73)5211 の 25 頁。措置法の改正がされる場合、円滑化省令も改正される。中小企業庁財務課平成 21 年 2 月 20 日「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について」(<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000049467> : 最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日)。

⁽¹⁰¹⁾ ただし、全てが同一というわけではなく(円省 9 ②十七、措法 70 の 7 ⑩ほか)、認定の承継の要件(円

期間内に税務署長が確定事由を把握した場合には、納税の猶予に係る期限が全部確定すると同時に、円滑化法の認定も取り消されることになる⁽¹⁰²⁾。

また、認定の有効期間は、本税制の特例経営贈与承継期間等(措法 70 の 7 の 5 ②七等)と一致するように定められており⁽¹⁰³⁾、その期間は 5 年とされている(認定の有効期間及び特例経営贈与承継期間等を以下「事業継続期間」という。)。その理由は、本制度の政策目的が、事業の継続を支援し、雇用の確保、経済活力の維持を図ることであり、この点に鑑みれば、事業継続が要件付けられる期間は、こうした政策目的が実現できるよう、ある程度の長い期間が必要と考えられる一方で、社会経済の変化に応じた中小企業の柔軟な事業再編等の必要性にも配慮する必要がある点を踏まえたものであると説明されている⁽¹⁰⁴⁾。

また、認定会社が行う都道府県知事に対する認定取消事由に該当しない旨の年次報告は、第 1 種贈与等報告基準日(贈与税等の申告期限の翌日から 1 年を経過するごとの日)の翌日から 3 か月を経過する日までに行う必要があり(円省 12①⑱等)、都道府県知事によるその報告の確認の標準処理期間(2 か月)を踏まえ⁽¹⁰⁵⁾、税務署への継続届出書の提出期限は都道府県への年次報告書の提出期限から 2 か月以内とされている(措法 70 の 7 の 5 ⑥等)⁽¹⁰⁶⁾。

事業継続期間内において、認定会社について認定の取消事由に該当することが判明した場合には、都道府県知事は、その認定を取り消すことができるとともに(円省 9)、本税制の期限確定に係る事実を把握した場合には、その後継者の納税地の所轄税務署長にその旨を通知しなければならない(措法 70 の 7 の 5 ⑥等)。

なお、認定が取り消された場合、都道府県知事から認定の取消事由に該当しない旨の確認書(円省 12⑳)が発行されないこととなるため、適用会社は当該確認書の写しを添付した継続届出書の提出ができないことから、その事実をもっても納税猶予の期限の全部が確定する(措法 70 の 7 の 5 ⑧等)⁽¹⁰⁷⁾。

また、税務署長は、都道府県知事の後継者に関する本税制の事務の処理を適正、確実に行うために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、後継者が本税制の適用を受けている旨等の通知ができるとされており(措法 70 の 7 の 5 ㉑等)、一定の事項につき守秘義務⁽¹⁰⁸⁾が解除され、都道府県と税務署間の情報の共有が図られている。

なお、事業継続期間経過後については、認定の効力が失効することから、都道府県知事の本

省 10①等)と適格合併等の要件(措規 23 の 9 ㉒等)も異なる部分がある。

⁽¹⁰²⁾ 武田・前掲注(73)5211 の 25 頁。

⁽¹⁰³⁾ 中小企業庁財務課令和 4 年 9 月 1 日「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部改正について」(https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/yoshiki/r4_kiasei_point.pdf: 最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日)、円滑化省令第 8 条。

⁽¹⁰⁴⁾ 財務省・前掲注(78)330 頁。

⁽¹⁰⁵⁾ 神崎ほか・前掲注(98)146 頁。

⁽¹⁰⁶⁾ 本税制適用中の者は、税務署に継続届出書を提出する必要がある、事業継続期間内は都道府県知事により発行されたその報告書に係る確認書を添付する必要がある(措法 70 の 7 の 5 ⑥、措規 23 の 12 の 2 ①④等)。

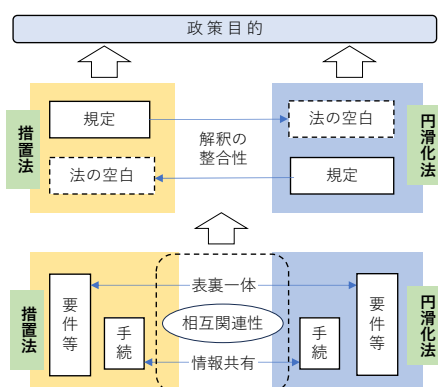
⁽¹⁰⁷⁾ 雇用確保要件の例について、国税庁資産課税課情報第 9 号令和 7 年 7 月 7 日「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例措置等に関する質疑応答事例について(情報)」119 頁(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sozoku/pdf/0025005-103.pdf>: 最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日)。

⁽¹⁰⁸⁾ 国税通則法第 127 条(罰則)並びに国家公務員法第 100 条(秘密を守る義務)及び第 109 条(罰則)。

税制への定期的な関与はなくなり、贈与者が死亡した場合や災害により被害を受けた場合の都道府県知事の確認(円省 13、13 の 2)など、本税制における個別の措置の適用条件となる臨時的な事項についてのみ都道府県知事は関与することとなる。猶予期限の確定事由についても、事業継続期間経過後は、事業継続に係る要件(代表者就任要件、議決権要件⁽¹⁰⁹⁾等)がなくなり、主に租税回避防止、課税の公平を担保するための要件(資産管理会社非該当要件、株式保有要件等)のみとなる⁽¹¹⁰⁾。

以上で述べた、認定要件・適用要件及び取消事由・確定事由の表裏一体性並びに事業継続期間である認定の有効期間と特例経営贈与承継期間等とを同一期間とするなどの制度上の建付けにより、事業引継(贈与・相続)後の 5 年間は、税務署長のほか、都道府県知事の関与により事業の継続が確認されることとなり、また、手続き面での関連性により、有機的に猶予期限の確定、認定取消しが可能となっている。このような措置法と円滑化法の仕組みにより、本税制の適切な執行が担保されている。

この措置法と円滑化法の要件面及び手続面での相互関連性を踏まえると、措置法における本税制と円滑化法における認定制度との整合性という観点から、措置法に設けられている本税制に係る規定の解釈は、相続税法のみならず、その規定の趣旨のもとで円滑化法の規定の解釈の影響を受け、また、円滑化法の認定に係る規定の解釈については、その規定の趣旨のもとで措置法の本税制に係る規定の解釈の影響を受けることになる考える。



第 4. 法令の定め及び論点

1. 組織再編成及び株式の譲渡に係る認定取消事由及び確定事由の考え方と論点

上記第 1 の 1 ①(合併についての反対株主の株式買取請求)及び②(株式併合による 1 株未満の端数株式の売却)に関し、組織再編成及び株式の譲渡に係る認定取消事由及び確定事由について、明らかにされている法令上の取扱いとその考え方を確認し課税関係の不明点を抽出することとする。

(1) 組織再編成に係る認定取消事由及び確定事由

本税制を適用している後継者が、競争力強化を図るなど事業上の理由によりその適用会社につき組織再編成(合併・株式交換・株式移転)を行う場合もありえる。その際、後継者が適用株式を手放すことにより猶予税額が全部確定することとなれば、適用会社は組織再編成を躊躇せざるを得なくなり、結果的に経済活力の維持や雇用の確保に影響を及ぼしかねないこ

⁽¹⁰⁹⁾ 議決権要件について、具体的には、後継者及びその同族関係者の有する議決権数の合計が適用会社の総議決権数の 50%超であること、後継者がその同族関係者の中で筆頭株主であること、をいう(措法 70 の 7 ③三・四等)。本稿では、これらの要件をあわせて「同族筆頭過半要件」という。

⁽¹¹⁰⁾ 事業継続期間内とその期間経過後で、措置法の確定事由の内容及び円滑化省令の認定の効力がそれぞれ異なり、措置法においては適用要件及び確定事由等が、円滑化省令においては認定要件及び認定取消事由等が、別々に定められている。

とから、産業政策的な観点からは、中小企業の自由な企業活動を阻害しないようにすべき⁽¹¹¹⁾との要請がある。その一方で、組織再編成を利用して、事業の継続や株式の保有に係る要件を回避する行為については、租税回避防止及び課税の公平の観点から、適切な措置を講ずる必要がある⁽¹¹²⁾。

こうした点を踏まえ、組織再編成により適用会社が消滅等したとしても、その組織再編成後の存続会社等の株式の保有を通じて後継者が事業を継続していく場合(以下「適格合併等」⁽¹¹³⁾といい、当該場合が合併に係るものである場合を「適格合併」という。)には、実質的に、その後継者がその適用会社の株式を引き続き保有し、経営を継続していることと同視し得ることから、当該存続会社等に適用会社の認定の地位の承継(以下「認定の承継」という。)をすることとし⁽¹¹⁴⁾、事業継続期間内であっても猶予税額の期限を全部確定とはせず、組織再編成の際に取得した対価⁽¹¹⁵⁾に対応する猶予税額を納税することにより、その存続会社等について納税猶予の継続を認めることとされている⁽¹¹⁶⁾。

上記下線部の考え方は、法人税における適格組織再編成の考え方と軌を一にするとともに考えられるため、以下で法人税の適格組織再編成の制度と考え方を確認したのち、円滑化省令と措置法の規定を整理し、具体的な論点を抽出する。

⁽¹¹¹⁾ 第169回国会衆議院経済産業委員会平成20年4月4日経済産業副大臣答弁、神崎ほか・前掲注(98)165頁。

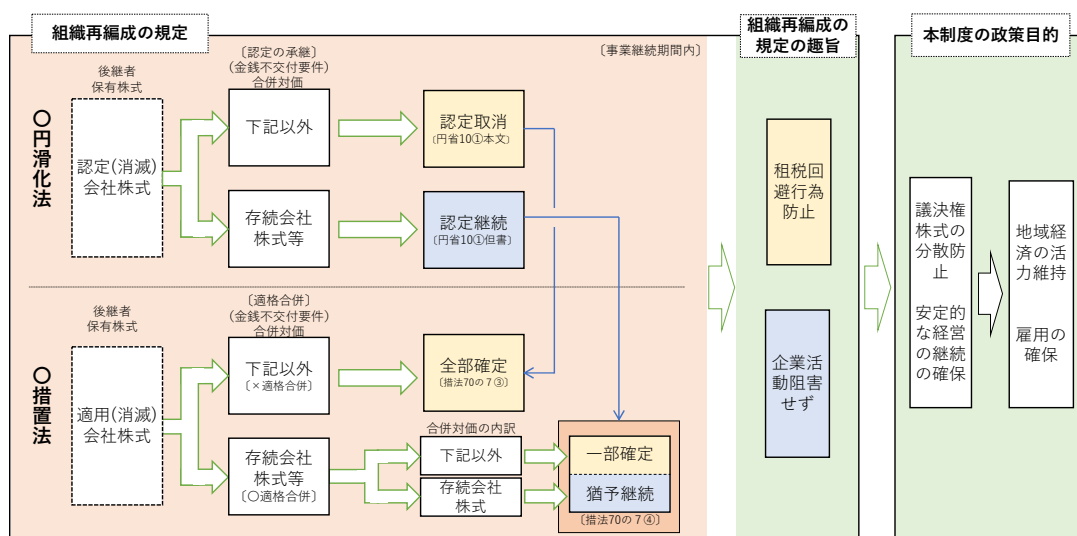
⁽¹¹²⁾ 財務省・前掲注(78)338頁。

⁽¹¹³⁾ 具体的には、適格合併(措法70の7③十三)及び適格交換等(措法70の7③十四)をいう。

⁽¹¹⁴⁾ 円滑化省令第10条、措置法第70条の7第2項第1号括弧書、租税特別措置法施行規則第23条の9第3項等。

⁽¹¹⁵⁾ この対価には、合併に際し交付される吸収合併存続会社等の株式は含んでいない(措法70の7④二、⑤三等)。

⁽¹¹⁶⁾ 財務省・前掲注(78)338頁以下、税務研究会編「非上場株式等の相続税等納税猶予制度逐条解説」102頁、106頁(税務研究会出版局、2010)。なお、事業継続期間経過後については、「組織再編に伴い経営承継相続人等が対価を取得した場合には、原則として、その対価の種類を問わず、その対価に対応する特例非上場株式等の譲渡があったものとして納税猶予税額を納付しますが、残額がある場合にはその部分について納税猶予は継続します。」と説明される(財務省・前掲注(78)340頁)。



① 法人税(組織再編税制)

法人税法第132条の2((組織再編成に係る行為又は計算の否認))の規定が争点となった最高裁平成28年2月29日第二小法廷判決⁽¹¹⁷⁾では、次のように判示している。「組織再編税制の基本的な考え方は、実態に合った課税を行うという観点から、原則として、組織再編成により移転する資産及び負債(以下「移転資産等」という。)についてその譲渡損益の計上を求めつつ、移転資産等に対する支配が継続している場合には、その譲渡損益の計上を繰り延べて従前の課税関係を継続させるというものである。このような考え方から、組織再編成による資産等の移転が形式と実質のいずれにおいてもその資産等を手放すものであるとき(非適格組織再編成)は、その移転資産等を時価により譲渡したものとされ、譲渡益又は譲渡損が生じた場合、これらを益金の額又は損金の額に算入しなければならないが(法62条等)、他方、その移転が形式のみで実質においてはまだその資産等を保有していることができるものであるとき(適格組織再編成)は、その移転資産等について帳簿価額による引継ぎをしたものとされ(法62条の2等。適格分社型分割については法62条の3)、譲渡損益のいずれも生じないものとされている。」⁽¹¹⁸⁾。

このように、法人税の組織再編税制は、移転資産に対する支配の継続に着目して制度設計がされており⁽¹¹⁹⁾、「例えば、合併等の対価として合併法人の株式以外の資産が交付される場合には、移転資産や事業に対する支配が継続しないこととなるなど組織再編成の前後で経済実態に実質的な変更がないとはいえないことから、合併等の対価は合併法人等の株式以外の資産が交付されないことを適格合併等の要件としている」⁽¹²⁰⁾と指摘される(金銭不交付要件。法人税法二十二の八等)。したがって、合併に際し被合併法人の株主等に合併

⁽¹¹⁷⁾ 税務訴訟資料第266号-36(順号12814)。

⁽¹¹⁸⁾ この抜粋した判決文中の「法」は所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の法人税法をいう。

⁽¹¹⁹⁾ 税制調査会法人課税小委員会平成12年10月3日「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」同旨。

⁽¹²⁰⁾ 武田昌輔ほか編著『会社税務積義』3301の52頁(第一法規,加除式)。

交付金などの金銭を交付⁽¹²¹⁾した場合、その合併は法人税の適格合併に該当しないこととなり⁽¹²²⁾、一定の課税関係が生じることになると考えられる。

一方、この「合併法人等の株式以外の資産」からは、剰余金の配当等⁽¹²³⁾及び合併に反対する株主の株式買取請求に基づく対価として交付される金銭等が除かれている(法人税法二十二の八柱書)⁽¹²⁴⁾。剰余金の配当等については、合併そのものによって交付されるものではなく⁽¹²⁵⁾、所得税法上、配当所得の収入金額とされることから除かれているとされる⁽¹²⁶⁾。また、反対株主の株式買取請求に係る対価の交付については、平成18年度税制改正において「合併法人等の株式以外の資産」から除かれたが、その趣旨は「会社法では合併に反対する株主の買取請求は合併の時にその効力が生じ(すなわち抽象的な債権債務関係が生じ)、合併後に金額が確定して対価が交付されることとされましたが、これは合併全体の対価について金銭による交付をしたものといえるまでのものではないことから、交付金銭等に含まれないことが確認的に規定されたものです」と説明されている⁽¹²⁷⁾。

なお、法人税基本通達では、法人税の適格合併の該当性を判定する場合において、被合併法人の株主に交付された金銭が、合併に際して交付すべき合併法人の株式に1株未満の端数が生じたためにその1株未満の株式の合計数に相当する数の株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として交付されたものであるときは、当該株主に対してその1株未満の株式に相当する株式を交付したこととなることを明らかにしている(法人税基本通達1-4-2)。これは端数株式が株主に共有されるとする会社法の考え方(第2の2参照)と矛盾しないものと考えられる。この場合、金銭を交付したことにはならないことから⁽¹²⁸⁾、当該適

⁽¹²¹⁾ 合併交付金の交付は、「[1] 合併の比率を調整するため、[2] 被合併法人の合併期日の前日の属する事業年度(…)の利益の配当に相当する金銭を支払うため、[3] その他の事情のために行われる」とされる(国税不服審判所裁決平成15年12月5日裁決事例集66集245頁)。また「合併交付金は、合併比率調整のために支払われるほか、配当に代えて支払われる場合があり、実際にもそのような配当に代わる合併交付金が支払われる例が多いと言われていた」と指摘される(神田・前掲注(53)392頁)。

⁽¹²²⁾ 「法人が行った合併で被合併法人の株主等に合併法人の株式以外の資産(…)が交付された場合には、その合併は適格合併に該当しないこととされている(法二十二の八)。したがって、合併に際し被合併法人の株主等に合併交付金のような金銭を交付した場合には、その合併は非適格合併に該当することとなる。」(国税庁法人課税情報第4号平成14年4月4日「平成14年2月15日付課法2-1「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)の趣旨説明について(情報)」。<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/020404/00.htm> : 最終閲覧日令和8年6月19日)。

⁽¹²³⁾ 事業年度の途中で合併した場合には、合併に際し配当金見合いの合併交付金を交付する場合があるとされるが、会社法では、被合併法人の株主総会又は取締役会のみで配当を行うことが可能であるため、このような場合は稀であるとされる(佐藤信祐ほか著『M&A・組織再編成の税務詳解Q&A』56頁(中央経済社,2020))。

⁽¹²⁴⁾ 法人税法第二条第十二号の八((適格合併)) 「次のいずれかに該当する合併で被合併法人の株主等に合併法人又は合併親法人(…)のうちいずれか一の法人の株式又は出資以外の資産(当該株主等に対する剰余金の配当等(…)として交付される金銭その他の資産、合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産…を除く。)が交付されないものをいう。(後略)」。

⁽¹²⁵⁾ 武田昌輔編著『DHCコンメンタール法人税法』612頁(第一法規,加除式)。

⁽¹²⁶⁾ 国税不服審判所裁決平成15年12月5日裁決事例集66集245頁。

⁽¹²⁷⁾ 財務省・前掲注(65)291頁。武田ほか・前掲注(120)3301の54頁、武田・前掲注(125)613頁も同旨。

⁽¹²⁸⁾ 当該代金の交付は「合併法人においてその1株未満の株式の合計数に相当する数の株式を便宜一括し

格合併に係る金銭不交付要件は満たすものと考えられる⁽¹²⁹⁾。

② 円滑化省令(認定の承継)

合併により認定会社が消滅した場合、当然にその認定は効力を失う(円省 10①⑤等)。しかし、吸収合併存続会社等⁽¹³⁰⁾が、合併効力発生日に吸収合併存続会社等の株式以外の財産(その株主に対する剰余金の配当等として交付される金銭等及び後継者以外の合併に反対する株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭等を除く。)が交付されていないこと(金銭不交付要件)など一定の要件⁽¹³¹⁾を満たす旨の都道府県知事の確認を受けた場合には、その吸収合併存続会社等は、認定会社たる地位を承継したものとみなすこととされている(円省 10①⑤等)。

この認定の承継を認める趣旨(上記(1)柱書参照)は上記①の法人税の適格組織再編成で考慮する移転資産の支配の継続性の考え方と類似し、規定の内容も法人税の適格合併の内容と近似していることからすれば、当該承継の要件は、法人税の適格組織再編成を参考に立案されているものと考えられる。

合併について後継者以外の反対株主による株式買取請求の対価として交付される金銭等については、上記の規定のとおり、「吸収合併存続会社等の株式以外の財産」から除かれている。これは、法人税の適格組織再編成における当該金銭等の交付の取扱いについて、合併全体の対価について金銭による交付をしたものといえるまでのものではないと説明されていることから(上記①参照)、円滑化省令についても、その認定の承継を認める趣旨を踏まえれば、同様の理由をもって当該株式買取請求の対価を確率的に除いていると解することができる。と考える。

なお、合併比率を調整するために交付される合併交付金について確認すると、円滑化省令の認定の承継の要件にその取扱いの明文の規定はないが、実務上は上記の「吸収合併存続会社等の株式以外の財産」から除くものとして取り扱っている⁽¹³²⁾。したがって、当該合

て他に譲渡し、その譲渡代金を株主に交付するものであり、合併法人が株主に代わって 1 株未満の株式の譲渡を行うにすぎないもの」とされる(国税庁法人課税課・前掲注(122))。

⁽¹²⁹⁾ 「合併法人が合併対価として自己の株式を交付する場合において、被合併法人の株主が交付を受ける株式に 1 に満たない端数が生ずるときは、会社法第 234 条等により端数の合計数に相当する株式を合併法人が売却等をして換金し、金銭が交付されることとなるが、この行為は、いったん端数の合計数に相当する株式が株主に交付(共有)され、合併法人が株主に代わってその株式の売却等をし、その売却対価等である金銭を改めてその株主に交付するものであると解釈される。したがって、合併対価はあくまでも合併法人の株式であり、株主に交付される金銭は合併対価ではないことから、適格合併の要件…のうち対価要件、すなわち、『合併法人の株式以外の資産が交付されないこと』(法 2 X II の VIII…)という要件に該当していることになる。」と指摘される(武田・前掲注(120)3301 の 51 頁)。

⁽¹³⁰⁾ 吸収合併存続会社及び新設合併設立会社をいう。

⁽¹³¹⁾ その他の要件として、後継者が吸収合併存続会社等の代表者であること、後継者が当該会社において同族筆頭過半要件を満たすこと、当該会社等が上場会社等、風俗営業会社等又は資産保有型会社等に該当しないこと等がある(円省 10①⑤等)。これは、組織再編成の前後において事業継続要件を実質的に満たしているかどうかという観点から定められていると考えられる(第 169 回国会衆議院経済産業委員会平成 20 年 4 月 4 日経済産業副大臣答弁)。

⁽¹³²⁾ 中小企業庁「都道府県知事の認定について：円滑化法申請マニュアル第 5 章第 1 節『合併があった場合の取扱い』」(https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku/manual_5.pdf): 最

併交付金の交付を受けても認定の承継の要件は満たすこととなるが、この点については、上記の法人税の適格組織再編成の取扱いを踏まえると、その交付があった場合はその要件を満たさず、認定の効力を失うという考え方も一見可能にも思える。

しかし、本制度における組織再編成の規定は、組織再編成の前後において事業継続要件を満たす一定の場合には、存続会社等に適用会社の認定を承継し、組織再編成の際に取得した対価に対応する猶予税額を納付させ、その残額について納税猶予の継続を認めることとするものである。これは、猶予税額の全部確定ではなく、一部確定とすることで、自由な企業活動を阻害しない観点(納税猶予の継続の指向)及び租税回避防止の観点(猶予期限の確定の指向)の両観点の調和を図っているものと思料され、本制度独自の考え方である。

仮に、事業上の必要性により合併を行い、当該合併交付金の交付を受けた場合に認定が失効すると、当該合併交付金に対応する一部の猶予税額だけでなく、全ての猶予税額の期限が確定し、その全額の納付が必要となる⁽¹³³⁾。このような取扱いは、当該交付が組織再編成に直接関係する行為であるにも関わらず、本制度の組織再編成の規定の考え方のうち自由な企業活動を阻害しない観点が捨象されるものとなるため、その趣旨に照らせば、結論の妥当性がないと評価できる。

したがって、合併比率の調整のために合併交付金の交付を受けた場合でも認定の取消しはしないとするこの取扱いは、上記の本制度の趣旨を踏まえた上での取扱いと思料する⁽¹³⁴⁾。

なお、1株未満の端数株式の売却代金の交付の取扱いについては、明文の規定はない。

③ 措置法(全部確定・一部確定)

イ〔全部確定〕合併により適用会社が消滅した場合(措法70の7③十三等)

本税制の適用会社が事業継続期間内に合併により消滅した場合は、全ての猶予税額の猶予期限が確定するが、この場合からは適格合併による消滅の場合が除かれている(措法70の7③十三等)。

この適格合併の要件の一つに、円滑化省令と同様、「合併に際して合併承継会社⁽¹³⁵⁾が交付しなければならない株式以外の金銭その他の資産の交付がされていないこと」(金

【参考：円滑化省令の金銭不交付要件】

行為	認定の承継	金銭不交付要件 〔円省10①⑤等〕
反対株主買取請求による金銭交付		○認定継続（後継者以外） 〔円省10①二等〕 （合併等対価非該当）
1株未満の端数の売却代金交付		不明
【参考】 合併交付金の交付		○認定継続 〔申請マニュアル〕

終閲覧日令和8年6月19日)。

⁽¹³³⁾ 都道府県知事による認定要件を満たす旨の確認書の交付がされず、その添付をした継続届出書を税務署に提出できないため、猶予期限が全部確定する(第3の3参照)。

⁽¹³⁴⁾ 円滑化省令第10条第1項第2号の規定について、反対株主の株式買取請求の対価の除外規定が確認規定であることを前提とすれば、吸収合併存続会社等の株式以外の財産から除かれているものは例示として定められているものと理解することができる。この点を踏まえると、同号の解釈としては、類推解釈によることが考えられる(参考：林・前掲注(18)127頁)。本稿では、全ての事象を考慮した法令の立案は不可能という前提の下、客観的に規定の趣旨が明らかである限りにおいて、類推解釈や拡張解釈による結論が妥当であれば、それらの解釈手法は許容されるという考え方で考察を試みている(第1の2参照)。なお、法令等による明文化が望ましいことは言うまでもない。

⁽¹³⁵⁾ 合併により認定会社の権利義務の全てを承継した会社をいう(措規23の9③一)。

金不交付要件)がある⁽¹³⁶⁾(措規 23 の 9 ②五等)。本税制における組織再編成の規定の趣旨(上記(1)柱書参照)を踏まえれば、この要件は、上記②の円滑化省令と同様に、合併に際し合併承継会社の株式以外の金銭等が交付される場合は、実質的に、後継者が適用会社の株式を引き続き保有し、経営を継続していると同視できなくなることを踏まえて設けられていると考えられる。

なお、合併により 1 株未満の端数が生じたことにより金銭が交付されても、上記の金不交付要件を満たすと解されているが(措通 70 の 7-29(2)等)、この取扱いは、当該金銭の交付は株主に共有された端数株式を会社が代わりに譲渡した売却代金の交付とする会社法の整理(第 2 の 2 参照)や、上記①の法人税の取扱いとも整合的であると考えられる。

なお、合併についての反対株主の株式買取請求による対価の交付については、明文の規定がない。

ロ【一部確定】合併に際し吸収合併存続会社等の株式以外の金銭等の交付を受けた場合(措法 70 の 7 ④二⑤三等)

事業継続期間内に適用会社が適格合併をした場合において後継者がその合併に際して吸収合併存続会社等の株式以外の金銭その他の資産の交付を受けたとき又は事業継続期間経過後において適用会社が合併により消滅した場合には、その合併に際して吸収合併存続会社等が全ての株主に「交付しなければならない株式」以外の金銭その他の資産の額に対応する猶予税額が確定する(措法 70 の 7 ④二⑤三、措令 40 の 8 ⑰二イ②、措通 70 の 7-29(2)等)。

上記の「交付しなければならない株式」からは、上記イの適格合併の要件とは異なり、1 株に満たない端数の合計数に相当する数の株式が除かれている(措令 40 の 8 ⑰二イ②等)。なお、当該株式には合併による場合又は株式併合による場合の区別はされていない。

したがって、合併又は合併に際し行う株式併合に伴い吸収合併存続会社等が消滅会社の株主に交付しなければならない株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合において、その端数株式の売却代金の交付を受けたときは、その売却代金に対応する猶予税額について、猶予期限が一部確定する(措通 70 の 7-29(2)(注) 1 等)⁽¹³⁷⁾。

その結果、上記イの取扱

いも踏まえれば、当該売却代金の交付がされる場合については、適格合併の要件(金不

〔参考：措置法の確定事由（組織再編成）〕

確定事由 行為	〔全部確定〕 適格合併等の金不交付要件 〔措法 70 の 7 ③十三 措規 23 の 9 ②五等〕	〔一部確定〕 組織再編時の金不交付 〔措法 70 の 7 ④⑤等〕
	反対株主買取請求 による金不交付	不明
1 株未満の端数 の売却代金交付	○猶予継続 〔措通 70 の 7-29 等〕	×期限確定 〔措令 40 の 8 ⑰二イ②等〕

⁽¹³⁶⁾ その他の要件として、後継者が合併承継会社の代表権を有していること、後継者が当該会社において同族筆頭過半要件を満たすこと、当該会社が上場会社等、風俗営業会社等又は資産保有型会社等に該当しないこと等がある(措規 23 の 9 ②)。なお、本稿中「措通」とあるのは、「「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)」を示している。

⁽¹³⁷⁾ 佐藤信祐著『税務からみた M & A ・ 組織再編成のストラクチャー選択』347 頁(中央経済社、改訂改題、2023)、柴田健次著『事業承継税制の実務』304 頁(清文社、2020)、佐伯誠「株式納税猶予制度活用事例解説(第 13 回)」資産承継 2023 年 2 月号 129 頁(2023)。

交付要件)は満たすことから猶予税額の期限の全部は確定しないが(上記イ参照)、猶予税額の一部の期限は確定し、残額について納税猶予が継続することになる。この取扱い、本税制の組織再編成に係る規定の趣旨(上記(1)柱書参照)である自由な企業活動を阻害しない観点(猶予継続の観点)及び租税回避行為防止の観点(期限確定の観点)の両側面を考慮したものと捉えることができる。

なお、合併についての反対株主の株式買取請求による対価の交付については、特段の明文の規定はない。

(2) 株式の譲渡に係る認定取消事由及び確定事由

後継者が適用株式の譲渡をした場合には、認定が取り消されるとともに、猶予期限が確定する。これらの事由は、経営資源としての議決権株式の分散防止の観点のほか⁽¹³⁸⁾、仮に譲渡した適用株式に対応する相続税を負担しないことになれば、相続税を支払うことなく、相続により取得した株式を自由に使用・収益・処分することができるようになり、著しく課税の公平を損なうおそれがあるため、適切な負担を求めることにより課税の公平を図るといった観点から設けられていると考えられる⁽¹³⁹⁾。

① 円滑化省令

後継者が適用株式の全部又は一部を譲渡した場合には、都道府県知事はその認定を取り消すことができ、認定会社が合併で消滅した場合には、その合併に際して交付された「吸収合併存続会社等の株式」を譲渡したときにその認定が取り消される(円省9②八⑥等)。

〔参考：円滑化省令の認定取消事由(譲渡)〕

取消事由		株式譲渡 〔円省9②八等〕
行為		
反対株主買取請求による金銭交付		不明
1株未満の端数の売却代金交付	合併 (会社法234)	○認定継続 〔円省9②八括弧書等〕 (会社法上やむを得ない)
	株式併合 (会社法235)	不明

この「吸収合併存続会社等の株式」からは会社法第234条第1項((合併等による一に満たない端数の処理))の規定により競売しなければならない株式が除かれている。これは、会社法上、やむを得ないことであることを理由としている⁽¹⁴⁰⁾。他方で、会社法第235条第1項((株式併合等による一に満たない端数の処理))の規定による端数株式の売却代金の交付及び合併についての反対株主の株式買取請求による対価の交付については、特段の明文の規定はない。

② 措置法

後継者が適用株式の全部又は一部の譲渡をした場合、原則として、事業継続期間内については、猶予税額の全部の期限が確定し(措法70の7③五・六等)、事業継続期間経過後については、当該譲渡をした株式の価額に対応する猶予税額の期限が確定する(措法70の7⑤一・

〔参考：措置法の確定事由(譲渡)〕

確定事由		〔全部・一部確定〕 株式譲渡 〔措法70の7③五等〕
行為		
反対株主買取請求による金銭交付		不明
1株未満の端数の売却代金交付	合併 (会社法234)	不明
	株式併合 (会社法235)	不明

⁽¹³⁸⁾ 参考：財務省・前掲注(78)321頁、武田・前掲注(73)5199の18頁。

⁽¹³⁹⁾ 武田・前掲注(73)5203の19頁、財務省・前掲注(78)339頁。

⁽¹⁴⁰⁾ 神崎ほか・前掲注(98)155頁。

二等)。

合併についての反対株主の株式買取請求による対価の交付及び1株未満の端数株式の売却代金の交付については、特段の明文の規定はない。

(3) 論点

以上(1)及び(2)を踏まえ、論点を整理すると次の表のとおりとなる。この表に記載の課税関係の不明点について、次の2の免除事由の論点整理後、第5において検討する。

〔表1：論点整理〕

取消・確定事由 行為		組織再編成			株式譲渡	
		円滑化省令 〔円省10①⑤等〕	措置法 〔措法70の7③十三④⑤等〕		円滑化省令 〔円省9②八等〕	措置法 〔措法70の7③五等〕
		〔認定取消〕 (認定の承継) 金銭不交付要件	〔全部確定〕 〔措法70の7③十三等〕 (適格合併等) 金銭不交付要件	〔一部確定〕 〔措法70の7④⑤等〕 組織再編時の金銭交付	〔認定取消〕	〔全部・一部確定〕
反対株主買取請求 による金銭交付 (会社法785等)		○認定継続 (後継者以外) 〔円省10①二等〕	不明点②	不明点③	不明点④	不明点⑤
1株未満 の端数の 売却代金 交付	合併 (会社法234)	不明点①	○猶予継続 〔措通70の7-29等〕	×期限確定 〔措令40の8⑩ニイ㉗等〕	○認定継続 〔円省9②八括弧書等〕	不明点⑥
	株式併合 (会社法235)				不明点⑦	不明点⑧

2. 免除対象贈与に係る免除事由の考え方と論点

適用株式を譲渡した場合、上記1のとおり猶予期限は確定するが、そのうち一定の譲渡については、免除事由に該当することとなる。免除される譲渡として、①同族関係者以外の一定の第三者への適用会社の株式の一括譲渡等(措法70の7⑩一等)、②民事再生法による適用会社の株式の一括譲渡等(措法70の7⑩一等)、③事業継続が困難となった場合の同族関係者以外への譲渡等(措法70の7の5⑫等)がある⁽¹⁴¹⁾。

①及び②に係る措置については、事業の承継から長期間経過した場合における事業再生を図るための適用株式の譲渡など、後継者に株式保有の継続を求めることが不適当な事態が生じることも想定されるため、税負担回避防止措置を講じたうえで設けられたものとされる⁽¹⁴²⁾。③に係る措置については、特例措置のみのものであり、経営環境の変化による将来の不安を軽減するため、その変化を示す一定の要件を満たす場合において、事業承継時(相続・贈与時)の適用株式の価額と差額が生じているときは、その適用会社の売却・廃業時の株価を基に納税額を再計算し、免除を可能とするものとされる⁽¹⁴³⁾。

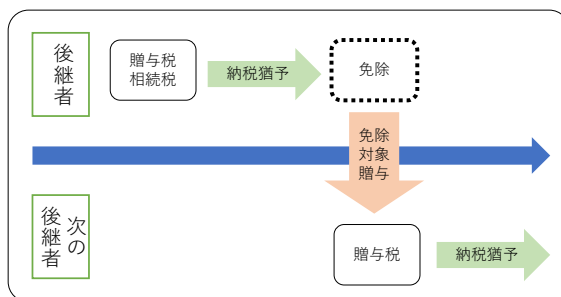
⁽¹⁴¹⁾ 贈与税に係る本税制の免除事由を①事業承継本来の目的に合致する免除と②事業承継の継続が後発的に不可能になった場合の免除に区分するものとして、谷口智紀「事業承継税制と租税特別措置としての合理性」専修総合科学研究26巻87頁(2018)。

⁽¹⁴²⁾ 財務省・前掲注(78)342頁、武田・前掲注(73)5209の13頁。具体的には、適用株式の時価が猶予税額を下回るほど下落した場合に猶予税額の全額納付を求めると、事実上、事業継続のための株式譲渡が困難になる。このため、同族関係者以外の者に対して、保有株式の全部を譲渡した場合には、時価を超える猶予税額を免除(時価又は譲渡価額のいずれか高い方を上限として納税)することができると説明されている(経済産業省・前掲注(99)7頁)。

⁽¹⁴³⁾ 経済産業省平成29年12月「平成30年度経済産業関係税制改正について」25頁

本税制の適用株式の譲渡が低額譲渡に該当する場合であっても、一般的には上記①から③までの措置における「譲渡」に該当するため、これらの措置で定める所定の要件を満たす限りにおいてその適用は可能となる⁽¹⁴⁴⁾。他方、適用株式の「贈与」をした場合については、上記のほか、「次の後継者」に対する「本税制の適用を受ける贈与」をした場合の免除(措法 70 の 7 ⑮三等。この免除に係る贈与を以下「免除対象贈与」という。)の適用を受けることができる。

免除対象贈与に係る免除は、本税制の適用から一定期間経過後に、後継者がその適用株式を次の後継者に贈与し、次の後継者がその贈与(免除対象贈与)につき本税制の適用を受ける場合、その贈与をした適用株式に対応する後継者の猶予税額を免除するものである(右図参照)。その結果、何代かにわたりその会社の事業を継続し、本税制の適用を受け続ければ、その間に生じる相続税及び贈与税の多くの部分が免除される。このような措置により、本税制は長期的な事業の継続に資することができると説明されている⁽¹⁴⁵⁾。



低額譲渡の場合は、相続税法第 7 条の規定により、その株式の譲渡を受けた者(次の後継者)は、譲渡対価と譲渡時におけるその株式の時価との差額に相当する金額について贈与により取得したものとみなされる。しかし、その譲渡を受けた者については、この贈与により生じる贈与税について本税制の適用を受けることができないと指摘されている⁽¹⁴⁶⁾。本税制の適用を受けることのできる贈与が免除対象贈与の要件であるため、この指摘を前提とすると、低額譲渡は、本税制の適用対象外であることから免除対象贈与には該当しないこととなる。したがって、適用株式について低額譲渡を行うと、原則として、猶予期限は確定することとなる。

低額譲渡について本税制が適用できないとする理由として、相続税法の規定により贈与又は相続若しくは遺贈により取得したものとみなされる財産(以下「みなし財産」という。)については、特段の規定がない限り、本税制の対象とならないとの指摘がある⁽¹⁴⁷⁾。この考え方は本税

(https://warp.ndl.go.jp/web/20210304065644/https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2018/zeisei_k/pdf/zeisei_kaisei.pdf;最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日)。

⁽¹⁴⁴⁾ この場合、譲渡側の個人又は譲受側の法人若しくは個人について、所得税又は法人税若しくは贈与税等の課税関係が生じ得る。この一定の要件とは、過去 3 年間のうち、2 年以上赤字又は 2 年以上売上高が対前年で減少などであり、「該当する中小企業は決して少なくない」とされる(上西・前掲注(10)16 頁)。

⁽¹⁴⁵⁾ 財務省「平成 27 年度税制改正の解説」594 頁(https://warp.ndl.go.jp/web/20151202061446/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/explanation/pdf/p0547_0605.pdf;最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日)。代々、次の後継者が贈与又は相続により取得した株式について事業承継税制を適用する場合にも、贈与税又は相続税の納税が一定の要件の下、猶予され免除されるため、事業の継続等続け、要件を満たす限り、現行制度を前提にすれば、猶予と免除を繰り返すことが可能となる(第 217 回国会衆議院財務金融委員会令和 7 年 2 月 25 日国税庁次長答弁)。

⁽¹⁴⁶⁾ 中小企業庁・前掲注(10)55 頁、日本商工会議所令和 6 年 9 月 18 日「令和 7 年度税制改正に関する意見」11 頁(<https://www.jcci.or.jp/r7-honbun.pdf>;最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日)、伊藤俊一著『新版 Q & A みなし贈与のすべて』294 頁(ロギカ書房,2022)。

⁽¹⁴⁷⁾ 参考：野村資産承継研究所編『改訂新版 Q & A 法人版事業承継税制の実務詳解』1091 頁(大蔵財務協会,2022)。

制だけでなく、措置法一般において言われることもあるが⁽¹⁴⁸⁾、他方で、国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税(措法 70)では、対象となる相続又は遺贈により取得した財産に、相続税法によるみなし財産が含まれる取扱いがされており(措通 70-1-5)、本税制においてこのような取扱いを採ることはできないのか疑問も生じる。この点については、子細な議論が多くないと見受けられたため、次の第5において、低額譲渡について本税制が適用できない論拠を検討することとする。

第5. 検討

1. 組織再編成及び株式の譲渡に係る認定取消事由及び確定事由

(1) 検討の視点

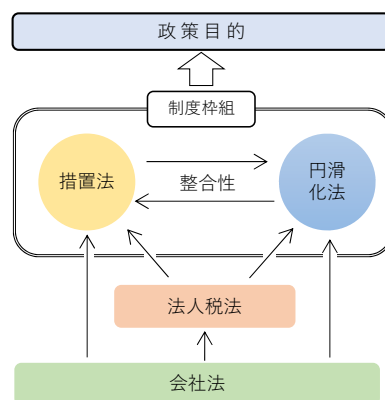
円滑化法及び措置法における組織再編成に対する考え方は、組織再編成後の存続会社等の株式保有を通じて後継者による事業の継続が認められる場合(適格合併等)には、実質的に、後継者が当初の適用会社の株式を引き続き保有し事業を継続しているものと同視できるとして、存続会社等に適用会社の認定を承継することとし、組織再編成の際に取得した存続会社等の株式以外の対価に対応する猶予税額を納付させ、残額について納税猶予を継続させようとするものである(第4の1(1))。

他方、法人税の適格組織再編成の考え方は、組織再編成後において、株主による移転資産等の支配の継続があり、経済的実質に変化がなければ、譲渡損益の計上を繰延べ、従前の課税関係を継続させようとするものとされる(第4の1(1)①)。

このように、円滑化省令の認定の承継の要件及び措置法の適格合併等の要件と、法人税法における適格組織再編成の要件は、いずれも当事者による資産の支配の継続性が考慮されており、また、これらの要件を定める規定には近似性も認められる。この状況を踏まえれば、組織再編成に係る認定取消事由及び確定事由の解釈に当たっては、本制度の固有の趣旨と仕組みを踏まえつつ、法人税法の考え方も考慮することにより、妥当な結論を得ることができると考える。

したがって、組織再編成に係る認定取消事由及び確定事由については、上記第1の2の法令の解釈、適用の考え方の下、上記第4の1(3)表1(下記に再掲)に記載の不明点について、本制度の政策目的と枠組を基礎とし、法人税の組織再編税制も考慮した上で、主として円滑化省令及び措置法の関連規定間の整合性という点から規定の趣旨を把握し、その課税関係の検討を行うこととする。

なお、株式譲渡に係る認定取消事由及び確定事由については、経営資源としての議決権株式の分散の防止及び課税の公平の観点等から設けられており(第4の1(2))、これらの事由が設けられた趣旨は共通することから、措置法と円滑化法の関連規定間の整合性を踏まえ、当該不明点の課税関係の検討を行うこととする。



⁽¹⁴⁸⁾ 塩野入文雄著『要点小規模宅地等の課税特例』74頁(法令出版,2022)。

具体的には、当該表 1（論点整理）に沿って、以下で当該不明点について検討していくこととする。

【表 1：論点整理】（一部追記して再掲） ※【 】内は検討箇所の項目番号

取消・確定事由 行為		組織再編成			株式譲渡	
		円滑化省令 〔円省 10①⑤等〕	措置法 〔措法 70 の 7 ③④⑤等〕		円滑化省令 〔円省 9 ②八等〕	措置法 〔措法 70 の 7 ③五等〕
		〔認定取消〕 （認定の承継） 金銭不交付要件	〔全部確定〕 〔措法 70 の 7 ③十三等〕 （適格合併等） 金銭不交付要件	〔一部確定〕 〔措法 70 の 7 ④⑤等〕 組織再編時の金銭交付	〔認定取消〕	〔全部・一部確定〕
反対株主買取請求 による金銭交付 （会社法 785 等）		○認定継続 （後継者以外） 〔円省 10①二等〕	不明点② 【→ 1 (2) ②】	不明点③ 【→ 1 (2) ③】	不明点④ 【→ 1 (3) ①】	不明点⑤
1 株未満 の端数の 売却代金 交付	合併 （会社法 234）	不明点① 【→ 1 (2) ①】	○猶予継続 〔措通 70 の 7-29 等〕	×期限確定 〔措令 40 の 8 ⑩二④等〕	○認定継続 〔円省 9 ②八括弧書等〕	不明点⑥
	株式併合 （会社法 235）				不明点⑦ 【→ 1 (3) ②】	不明点⑧

（2）組織再編成に係る認定取消事由及び確定事由

組織再編成の場面においては、円滑化省令の認定の承継における 1 株未満の端数株式の売却代金の取扱い（表 1 ①）及び措置法の確定事由における反対株主の株式買取請求の取扱い（表 1 ②③）が不明であるため、以下で検討する。

① 【円滑化省令】認定の承継における金銭不交付要件（表 1 ①）

〔1 株未満の端数株式の売却代金の取扱い〕

【表 1：抜粋】

取消・確定事由 行為		組織再編成	
		円滑化省令 〔認定取消〕 （認定の承継） 金銭不交付要件	措置法 〔全部確定〕 （適格合併等） 金銭不交付要件
		不明点①	○猶予継続 〔措通 70 の 7-29 等〕

円滑化省令の認定の承継では、後継者が吸収合併存続会社等の株式を引き続き保有し、経営を継続している場合について認定の承継を認めるとの考え方の下、合併に際しその吸収合併存続会社等の株式以外の金銭等を交付しないこと、という金銭不交付要件が定められている（第 4 の 1 (1) ②参照）。

合併法人が合併対価として自己の株式を交付する場合において、その株式に 1 株に満たない端数が生ずるときは、会社法第 234 条の規定によりその端数の合計数に相当する数の株式を売却し、その売却代金を株主に交付することとされている。この行為は、一旦、端数の合計数に相当する株式が株主に交付（共有）され、合併法人が株主に代わってその株式の売却をし、その売却対価である金銭をその株主に交付するものと解されている。これは株式併合により端数が生じる場合も同様とされる（第 2 の 2 参照）。

したがって、円滑化省令の認定の承継の要件においても、当該売却代金の交付について金銭でなく吸収合併存続会社等の端数株式が後継者に交付されたものとして取り扱うことが、会社法の考え方に沿うと考えられる。また、上記第 4 の 1 (1) ①及び③の法人税の適格合併の取扱い及び措置法の適格合併の取扱いと整合的であることから、妥当と考えられる。

この取扱いを前提とすると、当該売却代金の交付がされた場合でも、認定の承継の要件に係る金銭不交付要件は満たすことになると考えられる。なお、認定の承継は、組織再編

成(合併・株式交換・株式移転)が行われる場面を対象としているため(円省 10、11)、それ以外の場面で行われる株式併合の場合(第2の2参照)は、射程外となる。

〔参考〕

取消・確定事由 行為		組織再編成	
		円滑化省令	措置法
		〔認定取消〕 (認定の承継) 金銭不交付要件	〔全部確定〕 (適格合併等) 金銭不交付要件
1株未満の端数の売却代金交付	合併 (会社法 234)	不明点①	○猶予継続 (措置 70 の 7-29 等)
	株式併合 (会社法 235)		



取消・確定事由 行為		組織再編成	
		円滑化省令	措置法
		〔認定取消〕 (認定の承継) 金銭不交付要件	〔全部確定〕 (適格合併等) 金銭不交付要件
1株未満の端数の売却代金交付	合併時 (会社法 234・235)	○認定継続 (金銭でなく株式の交付)	○猶予継続 (措置 70 の 7-29 等)
	株式併合時 (合併時以外) (会社法 235)		

② 【措置法】適格合併に係る金銭不交付要件(表 1 ②)

〔反対株主の株式買取請求による金銭交付があった場合の取扱い〕

〔表 1 : 抜粋〕

取消・確定事由 行為		組織再編成	
		円滑化省令	措置法
		〔認定取消〕 (認定の承継) 金銭不交付要件	〔全部確定〕 (適格合併等) 金銭不交付要件
反対株主買取請求による金銭交付	○認定継続 (後継者以外) (円省 10①二等)	不明点②	

合併により適用会社が消滅する場合、猶予期限が確定するが、合併後の吸収合併存続会社等の株式の保有を通じて後継者が事業を継続していく場合(適格合併の場合)には、実質的にはその後継者がその適用会社の株式を引き続き保有し、経営を継続していることと同視し得ることから、適格合併により適用会社が消滅しても、猶予期限は確定しないこととされている(第

4 の 1 (1)参照)。

この適格合併の要件の一つとして「合併に際して、...合併承継会社が交付しなければならない株式及び出資以外の金銭その他の資産(剰余金の配当等...)として交付される金銭その他の資産を除く。)の交付がされていないこと」が定められている(金銭不交付要件。措規 23 の 9 ⑤)。この要件は、合併に際し、対価として合併承継会社⁽¹⁴⁹⁾の株式以外の資産が交付される場合には、後継者が適用株式を引き続き保有し、経営を継続しているとは言えなくなることを理由として設けられていると考えられる(第4の1(1)③)。

その合併に係る規律を規定する会社法では、吸収合併に際して吸収合併存続株式会社の株式等以外の財産を交付するときは、その財産の内容等をその吸収合併契約で定める必要があるとされている(会社法 749①二)。

なお、法人税の適格合併や円滑化省令における認定の承継では、反対株主の株式買取請求に基づき金銭が交付されてもこれらの金銭不交付要件に抵触しないことが明示的に定められているが、措置法の適格合併に係る金銭不交付要件ではその明示がない。

また、円滑化省令における認定の承継においては、金銭不交付要件に抵触しない株式買取請求の主体について、法人税とは異なり、反対株主の全てではなく「後継者以外の者」と限定的に規定している。

さらに、措置法の適格合併に係る金銭不交付要件の規定では、「合併に際して...金銭その他の資産(...)の交付がされていないこと」と規定されていることから、合併と金銭の交付

⁽¹⁴⁹⁾ 合併承継会社の意義は、前掲注(135)参照。

との因果関係には幅があるように解することもできる⁽¹⁵⁰⁾。

以上の関連規定の状況を踏まえると、当該株式買取請求に対する当該金銭不交付要件の取扱いについては、会社法の取扱い(合併契約で定めるべき事項か否かなど)のほか、法人税における当該株式買取請求に対する考え方及び円滑化省令において法人税と異なる定め方をしている趣旨を考慮して、措置法の文言を踏まえ検討する必要がある。

イ 「後継者以外の者」が株式買取請求により対価の交付を受けた場合

当該株式買取請求は、合併契約とは別個の法律行為であり合併契約で定める性質のものではなく、また、法人税の適格合併において、当該株式買取請求による対価の交付は合併全体の対価について金銭による交付をしたといえるまでのものではないと説明されている。この考え方を前提とした場合、上記で述べた円滑化省令における金銭不交付要件の趣旨を踏まえれば、円滑化省令についても、同様の理由により金銭不交付要件に抵触する、交付を受ける「金銭その他の資産」から後継者以外の者による株式買取請求に係る金銭を確信的に除いていると考えることができる(第4の1(1)②参照)。

この点は、円滑化省令と趣旨を共通とする措置法の適格合併に係る金銭不交付要件についても異に解す理由はないと考えられることから、後継者以外の者が株式買取請求により金銭等の交付を受けた場合でも当該金銭不交付要件を満たすと解することが相当である⁽¹⁵¹⁾。

ロ 「後継者」が株式買取請求により対価の交付を受けた場合

上記イを踏まえれば、「後継者」が適用株式の株式買取請求により対価の交付を受けた場合についても、当該金銭不交付要件を満たすと捉えることもできる。しかし、円滑化省令では、その取扱いを「後継者以外の者」に限定して規定していることから、その点を別途考慮する必要がある。

本制度は後継者による会社の事業の継続、株式の継続保有を求めることを理念としており(第3の1参照)、反対株主による株式買取請求権の行使は適正な対価を得たうえでその株主が会社から退出することを意味するとされることから、後継者による当該権利の行使は本制度の政策目的と相反する行為となる。

したがって、円滑化省令においては、当該対価としての金銭の交付が合併全体の対価の金銭の交付とまではいえない点を考慮したとしても、後継者が反対株主となり当該権利を行使する場合については、認定を承継させないこととしていると考えることができる⁽¹⁵²⁾。この点は、趣旨を同じくする措置法の適格合併においても同様に捉えることができることから、「後継者」の株式買取請求による対価の交付があった場合には、当該適格合併に係る金銭不交付要件を満たさないと解することが妥当であると考えられる。

なお、措置法の適格合併には、金銭不交付要件以外の要件として吸収合併存続会社等の議決権に係る同族筆頭過半数要件や代表者就任の要件が定められている(措規23の9②)

⁽¹⁵⁰⁾ 「～の際」はある時点を示す用語だが、「時」よりも時間的な幅があるのが特徴とされる(伊藤義一著『改訂第三版税法の読み方判例の見方』192頁(TKC出版,2014))。

⁽¹⁵¹⁾ この解釈は、租税特別措置法施行規則第23条の9第20項第5号の規定を類推解釈することで導き出される。この場合、同号において「合併承継会社が交付しなければならない株式及び出資以外の金銭その他の資産」から除かれている剰余金の配当等は、例示と解すこととなる(前掲注(134)参照)。

⁽¹⁵²⁾ この解釈は、円滑化省令第10条第1項第2号の規定を反対解釈することで導かれる。

各号等)。反対株主の株式買取請求は、合併に反対する株主が自己の保有する株式を公正な価格で買い取することを請求することで投下資本の回収を図るものであり、一般的に、反対株主は、消滅会社の株式を手放し、対価として、吸収合併存続会社等の株式は取得せず、金銭を取得することとなる。また、当該権利の行使はその会社からの退出を意味することから、後継者がその会社の代表者に就任する蓋然性も低いと考えられる。

したがって、反対株主である後継者が当該株式買取請求を行使した場合、上記の同族筆頭過半要件や代表者就任要件も満たさないことになると考えられる。

以上を踏まえば、反対株主である後継者が株式買取請求を行った場合におけるその合併は、一般的には、措置法の適格合併には該当しないと考えられる⁽¹⁵³⁾。

〔参考〕

取消・確定事由 行為	組織再編成	
	円滑化省令	措置法
	〔認定取消〕 (認定の承継) 金銭不交付要件	〔全部確定〕 (適格合併等) 金銭不交付要件
反対株主買取請求による金銭交付	○認定継続 (後継者以外) 〔円省 10①二等〕	不明点②

取消・確定事由 行為	組織再編成	
	円滑化省令	措置法
	〔認定取消〕 (認定の承継) 金銭不交付要件	〔全部確定〕 (適格合併等) 金銭不交付要件
反対株主買取請求による金銭交付	後継者以外 ○認定継続 (円省 10①二等)	○猶予継続 〔合併対価でない〕
	後継者 ×認定取消 (円省 10①二等)	×期限確定 〔認定との整合性〕

③ 【措置法】合併に際して金銭交付があった場合の猶予期限の一部確定(表 1 ③)

〔反対株主の株式買取請求による対価の交付があった場合の取扱い〕

イ 事業継続期間内(一部確定。措法 70 の 7 ④二等)

〔表 1 抜粋〕

確定事由 行為	組織再編成
	措置法
	〔一部確定〕 組織再編時の金銭交付
反対株主買取請求による金銭交付	不明点③

事業継続期間内における猶予期限の一部確定事由として、適格合併をした場合において、その後継者が当該適格合併をした場合における合併に際して、吸収合併存続会社等の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたとき(以下「組織再編譲渡」という。)は、当該金銭その他の資産の額に対応する猶予税額について猶予期限の一部が確定する(措法 70 の 7 ④二、措令 40 の 8 ②⑦、措通 70 の 7-29(2)等)。

後継者が反対株主として株式買取請求をした場合、適格合併に該当せず猶予期限が全部確定するとの考え方(上記②参照)を前提とすれば、適格合併に該当することを前提とするこの一部確定事由が問題となることはない。

ロ 事業継続期間経過後(一部確定。措法 70 の 7 ⑤三等)

事業継続期間経過後においては、適格合併の該当の有無は問わず、適用会社が合併により消滅した場合には猶予期限の一部が確定する(措法 70 の 7 ⑤三等)。確定する金額は、後継者の猶予税額のうち、吸収合併存続会社等の株式の交付があった場合におけるその株式の価額に対応する猶予税額を除いた金額と定められている(措法 70 の 7 ⑤三

⁽¹⁵³⁾ 特例措置の適用者のうち後継者が複数である場合は、令和 7 年 1 月末時点で全体の 6.3%(※)とされ、同族筆頭過半要件(特例措置(贈与)では、措法 70 の 7 の 5 ②六ニ(1))を満たす後継者が多いと考えられることから、当該後継者が当該請求を行う例は多くはないものと思われる。

※中小企業庁令和 8 年 2 月 27 日「第 4 回中小企業の親族内承継に関する検討会 事業承継税制の方向性について(事務局資料②)」11 頁(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shinzoku/004/003.pdf>: 最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日)。

等)。

この確定事由は合併の際に取得した対価に対応する猶予税額の納付を趣旨としており(第4の1(1)参照)、この規定の状況からは、合併に際して交付される株式以外の一切の財産の価額に対応する猶予税額の納付を求める立法の意図を認めることもできるが、具体的な確定税額については、合併に際して「吸収合併存続会社等が交付しなければならない株式等以外の金銭その他の資産」の価額に対応する猶予税額となる(措令40の8②、措通70の7-29(4))。

反対株主による株式買取請求の対価の交付については合併全体の対価についての金銭の交付とまではいえないと言及されるが、後継者による当該株式買取請求の行使については、そもそも本税制の政策目的と相反しており(上記②)、納税猶予を継続させる必要性が認められない。また、上記の納付税額の計算の規定が、組織再編成を利用した租税回避行為の防止や課税の公平の観点(上記(1)柱書)から、交付を受けた株式以外の一切の財産の価額に対応する猶予税額の納付を求める趣旨で定められていると捉えれば、後継者が反対株主として株式買取請求を行った場合については、当該請求の対価として交付される金銭に対応する猶予税額の期限が確定すると解することが妥当と考える。

〔参考〕

確定事由 行為	組織再編成	確定事由 行為	組織再編成	
	措置法		措置法	
反対株主 買取請求 による金 銭交付	〔一部確定〕 組織再編時の 金銭交付	反対株主 買取請求 による金 銭交付	〔一部確定〕 組織再編時の金銭交付	
	不明点③		事業継続期間内	事業継続期間経過後
		後継者 以外	○猶予継続 〔措法70の7④⑤〕	
		後継者	－ 〔適格合併等非該当〕	×期限確定 〔措法70の7⑤〕

(3) 株式の譲渡に係る認定取消事由及び確定事由

経営資源としての議決権株式の分散の防止及び租税回避防止、課税の公平の観点を踏まえ、後継者が適用株式の譲渡又は贈与をした場合には、認定は取り消され、猶予税額の全部又は一部の期限が確定する(当該認定の取消し又は当該期限の確定に係る譲渡を以下「任意譲渡」という。))。

ここでは、合併についての反対株主の株式買取請求に対する認定取消事由及び確定事由の取扱い(表1④⑤)、1株未満の端数株式の売却代金に対する確定事由の取扱い(表1⑥⑧)及び株式併合に係る1株未満の端数株式の売却代金に対する認定取消事由の取扱い(表1⑦)が不明であるため、以下で検討する。

① 合併についての反対株主の株式買取請求(表1④⑤)

当該認定取消事由及び確定事由に規定する「譲渡」又は「贈与」の意義について、特段の定義は置かれていないが⁽¹⁵⁴⁾、上記のこれらの事由が設けられた趣旨を踏まえると、民法上の売買又は贈与⁽¹⁵⁵⁾と同様に、適用株式が後継者から移転し、それに併せて対価(経済的

⁽¹⁵⁴⁾ 死因贈与については、第5の2(1)②イ参照。

⁽¹⁵⁵⁾ 「売買は、当事者の一方(売主)が一定の財産権を相手方に与えることを約し、相手方(買主)がこれに代金を払うことを約することによって成立する契約である(555条)。…対価として金銭を与えることが売買の特色である。…売買契約によって目的物の所有権が当然移転することもあるのは贈与におけるのと同様である。」「贈与は当事者の一方(贈与者)が無償である財産を相手方に与える意思を表示し、相手

〔表1：抜粋〕

取消・確定事由 行為	株式譲渡	
	円滑化省令	措置法
	〔認定取消〕	〔一部・全部確定〕
反対株主 買取請求 による金 銭交付	不明点④	不明点⑤

利益を含む。)を得る行為一般をいうものと考えられる(贈与と同様の行為については、対価はないこととなる。)。なお、租税の代物弁済(民法482)ともされる相続税の物納(相続税法41)⁽¹⁵⁶⁾も、当該譲渡に該当するものと取り扱われている⁽¹⁵⁷⁾。当該株式買取請求については、民法上の売買と法形式の違いはあるものの、実態は売買そのものであり当該行為に該当するため、

上記の「譲渡」に当たるものと考えられる⁽¹⁵⁸⁾。

したがって、合併についての反対株主である後継者が、適用株式の買取請求により対価の交付を受ける場合は、適用株式を譲渡した場合に該当するため、認定が取り消され、猶予期限の一部又は全部が確定することとなる(円省9②八、措法70の7③五等)。

〔参考〕

取消・確定事由 行為	株式譲渡	
	円滑化省令	措置法
	〔認定取消〕	〔一部・全部確定〕
反対株主 買取請求 による金 銭交付	不明点④	不明点⑤

取消・確定事由 行為		株式譲渡	
		円滑化省令	措置法
		〔認定取消〕	〔一部・全部確定〕
反対株主 買取請求 による金 銭交付	後継者 以外	○認定継続 〔円省9②八〕	○猶予継続 〔措法70の7③⑤〕
	後継者	×認定取消 〔譲渡に該当〕	×期限確定 〔譲渡に該当〕

② 1株未満の端数株式の売却代金の交付(表1⑥⑦⑧)

〔表1：抜粋〕

取消・確定事由 行為	株式譲渡	
	円滑化省令	措置法
	〔認定取消〕	〔全部・一部確定〕
1株未満 の端数の 売却代金 交付	合併 (会社法234) ○認定継続 (円省9②八括弧書等)	不明点⑥
	株式併合 (会社法235)	不明点⑦
		不明点⑧

組織再編成や株式併合に伴う端数株式の譲渡は、株主が所有する株式を会社が代わりに売却するものであり、法形式上は株主による譲渡となる。なお、株式併合については、合併等の組織再編成に際しても行われること(第2参照)、組織再編成に関連するものか否かで

方(受贈者)がこれを受諾することによって成立する契約である(549条)。…贈与契約が成立すると、贈与者は目的物を与える債務を負担する。しかし、贈与の目的物が現存する特定物であるときには贈与契約によって所有権も原則として移転すると解すべき(我妻榮ほか著『民法2債権法〔第4版〕』378頁、372頁(勁草書房,2022))。

⁽¹⁵⁶⁾ 佐藤英明著『スタンダード所得税法〔第4版〕』88頁(弘文堂,2024)。

⁽¹⁵⁷⁾ 財務省・前掲注(78)334頁。所得税の譲渡所得についても『譲渡』とは、一般に所有権その他の権利の移転を広く含む概念で、売買のほか、交換、代物弁済、物納、競売、公売、収用、法人に対する現物出資等による資産の移転が含まれるものと解されている(武昌輔監修『DHCコンメンタール所得税法』2521頁(第一法規,加除式))と幅広く捉えられるが、具体的な範囲はそれぞれの制度の趣旨と内容に応じて変わるものと考えられる(例えば、所得税の譲渡所得(所法60①一)における負担付贈与の例など(最三小判昭63・7・19税務訴訟資料165号352頁))。

⁽¹⁵⁸⁾ 反対株主の株式買取請求権は形成権であり、請求の意思表示により権利義務が生じるため、契約により自己の保有する財産を他人に移転させる一般的な財産の譲渡とは異なる。しかし、この請求権の行使の結果、適用株式の所有権を手放し、その対価として金銭を取得する実態は譲渡と同様であることから、任意譲渡に係る確定事由の趣旨や物納の取扱いを踏まえても、当該株式買取請求が確定事由に該当する譲渡に含まれると解される。

認定取消事由及び確定事由が異なること(第4の1(1)(2))から、以下では、当該端数株式が合併に際して生じたものか否かで区分して適用関係を検討する。

イ 合併に伴い生じる端数株式の売却代金の交付(会社法 234、235。表 1⑥)

合併に際し1株未満の端数が生じたことによる適用株式の売却代金の交付については、会社法第234条((合併等による一に満たない端数の処理))及び第235条((株式併合等による一に満たない端数の処理))の規定のいずれによっても、株主に共有された端数株式が、その株主により譲渡されたものと観念される(第2参照)。したがって、これらの場合、任意譲渡に係る確定事由に該当すると考えられるが、上記第4の1(1)③ロのとおり、当該売却代金の交付は組織再編譲渡に係る一部確定事由にも該当するため、いずれの確定事由に該当するのか疑義も生じる。

本制度の組織再編成に係る規定は、自由な企業活動を阻害しない観点(納税猶予の継続の指向)及び租税回避防止の観点(納税猶予の期限確定の指向)から、組織再編成に際し対価の交付を受けても、認定の取消し及び猶予期限の全部の確定をさせずに、その対価に対応する猶予税額の一部の期限を確定させ、残額について納税猶予の継続を認めることを趣旨としている(第4の1参照)。

当該売却代金の交付については、適用会社が企業活動として行う合併の結果として生じるものであり、その一方で、後継者は個人として適用株式の譲渡対価の交付を受けることから、本税制における取扱いの上では、上記のいずれの観点(猶予継続の指向と期限確定の指向)も考慮する必要があると考えられる。仮に、事業継続期間内において任意譲渡に係る確定事由に該当し、猶予税額の期限が全部確定となる場合には、租税回避防止の観点(納税猶予の期限確定の指向)のみ反映され、自由な企業活動を阻害しない観点(納税猶予の継続の指向)が捨象されるため、必ずしも妥当な結論とは言えないと考える。したがって、当該売却代金の交付については、組織再編譲渡に係る一部確定事由に該当すると解することが相当と考える。

また、上記第4の1(2)①のとおり、円滑化省令では、合併により生じる端数株式の売却代金の交付がされた場合(会社法 234)について、会社法上やむを得ないことであることを理由に、任意譲渡に係る認定取消事由に該当しないこととしている。この考え方を踏まえれば、合併に際し行う株式併合に伴い生じる端数株式の売却代金の交付がされた場合(会社法 235)についても、状況が同じであると考えられるため、平等な取扱いの観点から、当該交付があった場合も当該認定取消事由に該当しないと取り扱うべきと考える⁽¹⁵⁹⁾。

以上から、合併又は合併に際し行う株式併合に伴い生じる端数株式の売却代金の交付がされた場合には、任意譲渡に係る認定取消事由及び確定事由には該当せず、組織再編譲渡に係る確定事由に該当するものとして、猶予期限が一部確定すると解することが妥当

⁽¹⁵⁹⁾ 円滑化省令の認定取消事由(任意譲渡)の対象から除外される株式について、合併(及び株式移転・株式交換)により生じる端数株式のみ規定されている理由は明らかではないが、その除外される理由が会社法上やむを得ないことであることを根拠としていることからすれば、様々な場面で行われる株式併合(及び株式分割)について、合併と同様の除外規定を置くことには難もあると思われる。いずれにせよ株式併合に対する当該認定取消事由の適用に当たっては、趣旨と文理を踏まえ、当該合併により会社法上やむを得ずに譲渡するものか否かを考慮して、判断していくことが妥当と考える。

と考える。

ロ 上記イ以外の株式併合に伴い生じる端数株式の売却代金の交付(会社法 235。表 1 ⑦⑧)

株式併合は、スクイーズアウトを目的として行われる事例も多く、株式併合ができる場面には限定がないため、組織再編成(合併・株式移転・株式交換)に関連しない場面でも行うことができる(第2の2参照)。合併に際して株式併合が行われる場合の端数株式の売却については、上記イのとおり組織再編譲渡として一部確定事由に該当し、任意譲渡に係る認定取消事由及び確定事由には該当しないとしたが、組織再編成に関連しない株式併合の場合については、上記イの場合と、場面や対象となりえる確定事由の規定が異なり、同様に考えることができない。

事例として、後継者が3人いる場合において、長男が800株、次男100株、三男100株を贈与により取得し、それぞれ要件を満たすものと仮定して本税制を適用している場合を想定する。組織再編成に関連のない株式併合により、200株を1株とした場合、次男と三男の保有株式は1株に満たない端数となるため、当該保有株式は会社により売却されこれらの者に売却代金が交付される。

この場合、任意譲渡に係る認定取消事由及び確定事由が租税回避防止、課税の公平の観点を踏まえ設けられている点を考慮すれば、仮に、認定が取り消されず納税猶予の期限が確定しないとする場合、次男と三男は意図的に無税で株式に相当する金銭を相続で取得でき、不合理な結果になる。また、組織再編成に関連しないため組織再編譲渡の該当性は問題にならないことを踏まえれば、当該売却代金の交付がされた場合は、認定が取り消され、納税猶予の期限が確定すると解することが妥当と考える。

例：200株を1株に併合

	当初保有 株式数	株式併合後 (200株→1株)	端数売却後 保有株式数	確定事由※
長男	800	4	4	非該当
次男	100	0.5	0	該当
三男	100	0.5	0	該当
発行済株式数	1,000	5	4	

※事業継続期間内は、認定の取消及び猶予期限の全部確定、事業継続期間経過後は譲渡した部分に応じた猶予税額の期限の一部確定となる。

以上から、組織再編成に関連しない任意の株式併合により、後継者が適用株式の1株未満の端数株式の売却代金の交付を受けた場合には、任意譲渡に係る認定取消事由及び確定事由に該当するものとして、第4の1(2)のとおり、事業継続期間内であれば認定が取り消され猶予期限の全部の期限が確定し、事業継続期間経過後であればその売却代金に対応する猶予税額の一部の期限が確定すると考える。

〔参考〕

取消・確定事由		株式譲渡	
		円滑化省令	措置法
		〔認定取消〕	〔全部・一部確定〕
行為	合併 (会社法234)	○認定継続 (円省9②八括弧書等)	不明点⑥
	株式併合 (会社法235)	不明点⑦	不明点⑧

取消・確定事由		株式譲渡	
		円滑化省令	措置法
		〔認定取消〕	〔一部・全部確定〕
行為	合併時	○認定継続 (円省9②八括弧書等)	— 〔組織再編の一部確定適用〕
	株式併合時 (合併時以外)	×認定取消 〔譲渡に該当〕	×期限確定 〔譲渡に該当〕

(4) 結論

上記(2)及び(3)を踏まえれば、本稿としては次の①及び②に掲げる内容を結論として得たこととなる⁽¹⁶⁰⁾。なお、これを事業継続期間の区分で整理すると次の表2のとおりとなる。ただし、これは一般的な場合を想定しているため、個別具体的な事情に応じて、異なる結論にもなりえる⁽¹⁶¹⁾。

- ① 合併についての反対株主の株式買取請求について、後継者以外の者が行う場合は、認定及び猶予期限に影響はないが、後継者が行う場合は、認定が取り消され、猶予期限が確定する [(2)②③、(3)①]。
- ② 1株未満の端数株式の売却代金の交付を後継者が受けた場合について、
 - ・ 当該交付が組織再編成に伴うもの又は事業継続期間経過後における株式併合に基づくものであるときは、売却代金に対応する猶予税額の期限が一部確定(認定は継続)することとなり [(2)①、(3)②]、
 - ・ 当該交付が事業継続期間内における組織再編成に関連のない株式併合に基づくものであるときは、認定が取り消され、猶予税額の期限が全部確定する [(3)②]。

〔表2：まとめ〕

対象行為	取消・確定事由	事業継続期間内				事業継続期間経過後	
		円滑化省令		措置法		措置法	
		組織再編成	株式譲渡	組織再編成	株式譲渡	組織再編成	株式譲渡
		〔認定取消〕 (認定の承継) 金銭不交付要件	〔認定取消〕	〔全部確定〕 (適格合併等) 金銭不交付要件	〔一部確定〕 組織再編時の 金銭交付	〔一部確定〕 組織再編時の 金銭交付	〔一部確定〕
反対株主買取請求による金銭交付	後継者以外	○認定継続・猶予継続					
	後継者	×認定取消・期限確定			×期限確定		
1株未満の端数の売却代金交付	合併時	○認定継続・猶予継続			×期限確定	×期限確定	
	株式併合時 (合併時以外)		×認定取消		×期限確定		×期限確定

⁽¹⁶⁰⁾ 表2を確定事由の性質で区分(表1に対応させたもの)すると次のとおり。

〔参考〕 ※《 》内の数字は本文中の項目番号等。白抜きの欄は本稿で明らかにした箇所。

対象行為	取消・確定事由	組織再編成《(2)》				株式譲渡《(3)》	
		円滑化省令		措置法		円滑化省令	措置法
		〔認定取消〕《(2)①》 (認定の承継) 金銭不交付要件	〔全部確定〕《(2)②》 (適格合併等) 金銭不交付要件	〔一部確定〕《(2)③》 組織再編時の金銭交付		〔認定取消〕	〔一部・全部確定〕
				事業継続期間内	事業継続期間経過後		
反対株主買取請求による金銭交付	後継者以外	○認定継続 〔円省10①二等〕	《(2)②イ》 ○猶予継続 〔合併対価でない〕	《(2)③イロ》 ○猶予継続 〔措法70の7④⑤〕		《(3)①》 ○認定継続 〔円省9②八〕	《(3)①》 ○猶予継続 〔措法70の7③⑤〕
	後継者	×認定取消 〔円省10①二等〕	《(2)②ロ》 ×期限確定 〔認定との整合性〕	《(2)③イ》 — 〔適格合併等非該当〕	《(2)③ロ》 ×期限確定 〔措法70の7⑤〕	《(3)①》 ×認定取消 〔譲渡に該当〕	《(3)①》 ×期限確定 〔譲渡に該当〕
1株未満の端数の売却代金交付	合併時	《(2)①》 ○認定継続 〔金銭でなく株式の交付〕	○猶予継続 〔措通70の7-29等〕	×期限確定 〔措令40の8②イ②等〕		○認定継続 〔円省9②八括弧書等〕	《(3)②イ》 — 〔組織再編の一部確定適用〕
	株式併合時 (合併時以外)					《(3)②ロ》 ×認定取消 〔譲渡に該当〕	《(3)②ロ》 ×期限確定 〔譲渡に該当〕

⁽¹⁶¹⁾ 例えば、1株未満の端数株式の売却代金の交付について、専ら猶予期限の全部確定を避ける目的で、適用会社が、後継者の主宰する資産管理会社と合併を企画し、合併に際して行う株式併合の割合を操作し、多額の1株未満の端数株式の売却代金の交付を行い後継者に資金を流出させる場合などは、株式併合の私法上の有効性が問題となりえるほか、措置法第70条の7第14項等の規定により、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより納税猶予の期限が繰り上げられる(全部確定される)ことも考えられる。

※上記は一般的な例を前提としているため、個別の具体的事情に応じて、異なる結果になり得る。

2. 免除対象贈与に係る免除事由

(1) 検討の視点

ここでの論点は、低額譲渡が本税制の適用対象外であるとする論拠である(第4の2参照)。この検討に当たっては、相続税法等の規定によるみなし財産⁽¹⁶²⁾に対する①相続税法における取扱い及び②措置法における取扱い並びに③低額譲渡以外の場合における当該みなし財産に対する本税制の取扱いを確認し、それらから本税制における判断基準を導き出し、低額譲渡の場合をあてはめる方法により進めていくこととする。

① 相続税法における同法によるみなし財産の取扱い

相続税法第7条では、著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合、その譲渡対価と財産の時価との差額に相当する「金額」を贈与又は遺贈により取得したものとみなすと規定している。

平成15年度税制改正において、同条の規定の適用がある場合についての財産の所在の規定が設けられたが、その規定では、同条の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる「金銭」の所在は、みなされる基因となった財産の種類に応じ、相続税法第10条(財産の所在))に規定する場所と定められた(相続税法10①十二)。したがって、これらの規定を見る限りにおいては、相続税法第7条の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる財産は、そのみなされる基因となった低額で譲り受けた財産ではなく、当該差額に相当する金額(金銭(経済的利益))⁽¹⁶³⁾と解されうる。

この点につき、贈与税の配偶者控除(相続税法21の6)では、贈与を受けたものとみなされる居住用不動産の低額譲受けによる利益相当額について、実質的に居住用不動産を贈与により取得したものとしてその適用を認める取扱いをしている⁽¹⁶⁴⁾。同制度は、配偶者から贈与により金銭を取得した者が当該金銭をもって居住用不動産を取得した一定の場合等を適用対象としており、夫婦間における贈与は、概して贈与の認識が薄く夫の死後における妻の生活保障の意図で行われることが少なくないことなどの面が考慮され創設されたものとされる⁽¹⁶⁵⁾。上記の取扱いは、この制度創設の経緯や夫婦間の贈与の実情も背景にあると思料される。

なお、文理上でも、相続税法第7条において贈与により取得したものとみなされた金銭は、同じ相続税法で規定される贈与税の配偶者控除の対象となる「金銭」に含まれることとなり⁽¹⁶⁶⁾、この金銭(経済的利益)をもって受贈者が居住用不動産を取得したと評価するこ

⁽¹⁶²⁾ この「2. 免除対象贈与に係る免除事由」では、措置法の規定により贈与又は相続若しくは遺贈により取得したものとみなされる財産も含めて「みなし財産」という。

⁽¹⁶³⁾ 「金銭は通常物としての個性を有せず、単なる価値そのものと考えるべきであり、価値は金銭の所在に随伴するもの」とされる(最二小判昭29・11・5刑集8巻11号1675頁)。

⁽¹⁶⁴⁾ 国税庁質疑応答事例「低額譲受けによる利益相当額についての贈与税の配偶者控除の適用」(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/sozoku/16/06.htm> : 最終閲覧日令和8年6月19日)。

⁽¹⁶⁵⁾ 武田・前掲注(73)1722頁。

⁽¹⁶⁶⁾ 相続税法上のみなし相続財産は、同法においては、本来の相続財産と同様に取り扱われると指摘す

ともできうる⁽¹⁶⁷⁾。(文理・趣旨の視点)

また、相続税法第9条の2第1項から第3項まで((信託に関する特例))の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利(以下「信託受益権」という。)を取得した者は、同条第6項の規定により、相続税法上、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなされる。そのため、信託財産に居住用不動産が含まれる信託受益権を取得した場合は、同項の規定をもって当該控除の対象になると解されている⁽¹⁶⁸⁾。そのため、当該控除においては、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例で設けられている同項を準用するような規定はない⁽¹⁶⁹⁾(次の②参照)。

② 措置法における相続税法のみなし財産の取扱い

イ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(措法 69 の4)

当該特例は、居住用又は事業用の宅地等が相続人の生活の基盤そのものであって、相続後も相続人等が居住又は事業を継続していく上で欠くことのできない資産であることを踏まえ、相続税の課税価格を軽減し遺族である相続人の居住又は事業の継続等に配慮することを目的として創設された制度とされている⁽¹⁷⁰⁾。

そのため、相続又は遺贈により取得した宅地等を適用対象とし、被相続人から生前に既に贈与により取得したものは対象外であるとして、相続税法第19条((相続開始前7年以内に贈与があった場合の相続税額))に規定する加算対象贈与財産及び相続時精算課税適用財産はこれに含まれないとしている(措通 69 の4-1)。

この相続税の課税価格に加算される加算対象贈与財産及び相続税法第21条の15の規定の適用を受ける相続時精算課税適用財産については、相続により取得したものとみなされていないこと、また、相続税法第21条の16の規定により相続により取得したものとみなされる相続時精算課税適用財産については、相続税法第2章第1節((相続税))内において相続により取得したものとみなされるものであり、措置法上で相続により取得したものとみなされるものではないことから、法文上もこのように解される⁽¹⁷¹⁾。(文理・趣旨の視点)

なお、死因贈与については、措置法第4章((相続税法の特例))においては、遺贈に含まれ、贈与から除かれており(措法 69 の2①、69 の5①)、相続税法と同様の規定(相続

るものとして、浦東久男「税法における『みなす』規定とその効果の及ぶ範囲」総合税制研究 No7,11 頁(1999)。

⁽¹⁶⁷⁾ 参考：梶野研二著『令和7年版Q&A資産税重要実務事例詳解』575頁(大蔵財務協会,2025)。

⁽¹⁶⁸⁾ 平成19年7月4日国税庁資産課税課情報第14号「「相続税法基本通達」(法令解釈通達)の一部改正のあらまし(情報)」第21条の6((贈与税の配偶者控除))関係(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sozoku/070704/index.htm> : 最終閲覧日令和8年6月19日)。

⁽¹⁶⁹⁾ 相続税法第9条の2第6項は同条第1項から第3項までの規定により信託受益権等を取得したものとみなされた場合の規定であり、相続税法施行令第4条の6第3項は贈与により取得した金銭で、信託受益権を取得した場合を規定しているため、これらは対象としている場面が異なる。

⁽¹⁷⁰⁾ 会計検査院・前掲注(7)24頁。当該特例の前身は、昭和50年6月20日付直資5-17「事業又は居住の用に供されていた宅地の評価について」(通達)。

⁽¹⁷¹⁾ 甲斐裕也編『令和7年版相続税・贈与税関係租税特別措置法通達逐条解説』59頁(大蔵財務協会,2025)。

税法 1 の 3 ①一、五) が、措置法で改めて設けられている。

また、相続又は遺贈により取得した信託受益権については、その信託財産が特例対象宅地等である場合には当該特例の対象とされている(措令 40 の 2 ②、措通 69 の 4-2)。相続税法では、受益者等の死亡に基因して信託受益権の取得等をした場合には、相続税法第 9 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定(取得等のみなし規定)⁽¹⁷²⁾により信託受益権を遺贈により取得したものとみなされ、同条第 6 項(財産のみなし規定)の規定により「信託受益権」ではなく「信託財産に属する資産等」の取得をしたものとみなして一定の相続税法の規定が適用される⁽¹⁷³⁾(平成 19 年度税制改正において措置)。

従前は、土地信託通達⁽¹⁷⁴⁾により、「相続、遺贈(...)又は贈与(...)により信託受益権(筆者注：同通達で定める土地信託に係る信託の利益を受ける権利をいう(同通達 1-1)。)を取得した場合(相続税法の規定により遺贈又は贈与により取得したものとみなされる場合を含む。以下同じ。))には、当該個人が当該信託受益権の取得をした時において、当該信託受益権の目的となっている信託財産の各構成物を取得したものとして相続税又は贈与税の課税価格等の計算をする」旨の取扱いがされ(同通達 4-1)、一定の信託財産に属する土地は当該特例に定める事業の用又は居住の用に供されていた宅地等に含まれる(同通達 4-6)旨の取扱いが明らかにされていた。

その後、現在の信託税制が整備された平成 19 年度税制改正において、土地信託通達による取扱いの法令化として⁽¹⁷⁵⁾、租税特別措置法施行令第 40 条の 2 第 16 項(現：第 27 項)が設けられ、相続税法第 9 条の 2 第 6 項の「財産」のみなし規定を準用することで、法令上、この特例の対象に、信託財産が特例対象宅地等である場合の信託受益権が加えられた⁽¹⁷⁶⁾。

この土地信託通達の法令化の改正経緯と、財産のみなし規定である租税特別措置法施行令第 40 条の 2 第 27 項の規定により、相続税法により「遺贈により取得した宅地等とみなされた当該信託受益権」が、措置法の当該特例における「遺贈により取得した宅地

⁽¹⁷²⁾ 「信託契約などにより信託の受益権を取得する行為は、法律上の『贈与』又は『遺贈』には該当しないが、実質的には贈与又は遺贈と同様の効果をもたらすことから、相続税及び贈与税においては、この受益権の取得を贈与又は遺贈による受益権の取得とみなす措置が講じられている。」武田・前掲注(73)1085の3頁。また、誰から取得したかも擬制される。本稿では、ある事柄を法令上他の事柄と同一視しようとする規定を「みなし規定」という(参考：伊藤・前掲注(150)54頁)。

⁽¹⁷³⁾ 本来の贈与又は本来の相続財産でも相続税法のみなし贈与財産又はみなし相続財産に該当し得る。信託受益権の贈与の例(相続税法第 9 条の 2 第 2 項の適用)として、武田・前掲注(73)1085の21頁、死亡保険金の例(本来の相続財産となりえる死亡保険金(請求権)をみなし相続財産として非課税枠を適用)として、相続税法基本通達 3-11(甲斐裕也編『令和 8 年版相続税法基本通達逐条解説』51 頁(大蔵財務協会、2026))がある。

⁽¹⁷⁴⁾ 昭和 61 年 7 月 9 日直審 5-6 ほか「土地信託に関する所得税、法人税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」。

⁽¹⁷⁵⁾ 平成 19 年 7 月 4 日国税庁資産課税課情報第 15 号「「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)の一部改正のあらまし(情報)」(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sozoku/070704-2/index.htm>：最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日)。

⁽¹⁷⁶⁾ 財務省「平成 19 年度税制改正の解説」511 頁(https://warp.ndl.go.jp/web/20151202073941/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2007/explanation/pdf/P500-P513.pdf：最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日)。

等」に含まれるものとして、その適用の対象とされていることが確認できる⁽¹⁷⁷⁾。(趣旨・文理の視点)

ロ 国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税(措法 70)

当該措置は、相続人が行う相続財産の取得直後における公益法人等への寄附が、被相続人の意思に基づいて行われるものが多いこと⁽¹⁷⁸⁾、民間事業による科学、教育の振興、社会福祉の向上の重要性、また、法人税や所得税において特定の公益法人等に対する寄附金控除が認められていることを踏まえ、相続税においても相続人により国や特定の公益法人等に寄附された相続財産を非課税とするものとされる(措法 70)⁽¹⁷⁹⁾。したがって、相続又は遺贈により取得した財産の寄附を適用対象としている。

相続税の課される加算対象贈与財産及び相続時精算課税適用財産については、贈与で取得した財産であり、法文上、これらの財産は、措置法上相続又は遺贈により取得した財産とはされていないこと(上記イ参照)、この措置が相続又は遺贈により取得した財産の取得直後における公益法人等への寄附が被相続人の意思に基づいて行われることが多い点に鑑み設けられていることから、本措置の適用を受けることはできないと解されている⁽¹⁸⁰⁾。(文理・趣旨の視点)

他方で、相続又は遺贈による取得と同視できる⁽¹⁸¹⁾相続又は遺贈により取得したものとみなされる死亡保険金等のみなし財産については、本措置の趣旨を踏まえれば相続又は遺贈により取得した財産として非課税の対象としても弊害はないとして、その範囲に含まれることとしている⁽¹⁸²⁾(措通 70-1-5)。(趣旨の視点)

この取扱いのほか、相続により取得した財産が納税者の責めに帰さない事情により変動した場合は、その変動後の財産(例えば、相続で取得した建物の焼失に伴い取得した火災保険金等)でも相続又は遺贈により取得した財産として本措置の対象としていること(措通 70-1-6)、この場合、変動前の財産と変動後の財産の価額が異なるときは、変動前の課税の対象とされた財産の価額によること(措通 70-1-7。変動後の価額によった場合、当該価額が高額であれば他の相続財産の価額から控除されることとなり不合理となるため。)、相続財産を国等に低額譲渡した場合、法律行為は譲渡だが、課税価格の計算の基礎となる価額と譲渡対価との差額は実質的な贈与部分であるため、その差額部分に

⁽¹⁷⁷⁾ 措通 69 の 4-2 ((信託に関する権利))では、特例対象宅地等には個人が相続又は遺贈により取得した信託に関する権利で一定の宅地等が含まれることを留意的に明らかにしている。この信託に関する権利からは相続税法第 9 条の 4 第 1 項及び第 2 項((受益者等が存しない信託等の特例))の規定に係るみなし遺贈財産(信託に関する権利)は除外されているが、同法第 9 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定に係るみなし遺贈財産(信託に関する権利)については、除外されていない。

⁽¹⁷⁸⁾ 相続税の納税義務者は原則として個人であり(相続税法 1 の 3)、被相続人が財産を遺贈により法人に寄附しても、その法人は、一般的には相続税の納税義務者とならない(例外として相続税法基本通達 1 の 3・1 の 4 共-2 (1)、(3)及び(4)に掲げる場合がある。)。本文記載のこの理由は、遺贈を受けた公益法人との課税のバランスを考慮していると考えられる。

⁽¹⁷⁹⁾ 武田・前掲注(73)4077 頁。参考：大蔵省主税局税制三課係長増原繁樹「租税特別措置法(相続税登録税関係)の一部改正について」税経通信 Vol18No6,173 頁(1963)。

⁽¹⁸⁰⁾ 甲斐・前掲注(171)367 頁。

⁽¹⁸¹⁾ 武田・前掲注(73)743 頁。

⁽¹⁸²⁾ 甲斐・前掲注(171)366 頁。

についても当該措置の対象としていること(措通 70-1-8)など⁽¹⁸³⁾、当該措置では柔軟な取扱いがされている印象を受ける。

このような取扱いは、当該措置が相続税の申告期限までの寄附を要件としていることから、相続した寄附財産について、相続人が所有者として使用及び収益を行う間もなく(その意思もなく)、相続後直ちに寄付して所有権を手放す場合があることも背景にしているとも考えられるが⁽¹⁸⁴⁾、総じて、文理を踏まえつつも、不合理な結論を回避しながら、相続税が課税される財産(金額)に対応するものについては非課税の適用があると解し、合理的な取扱いを行うという意図が推察される。

ハ 特定貸付けを行った農地等についての相続税の課税の特例(措法 70 の 6 の 3)

当該特例は、相続人が農地等の相続税の納税猶予(措法 70 の 6)を適用するに当たり、相続した農地等を一定の政策的貸付けの用に供する場合には、自作せずとも、当該特例の一定の適用要件を充足するものとみなすものである。措置法第 70 条の 6 の 3 第 1 項は、「被相続人」が農業経営を行っていたこと及び農地を農業の用に供していたことを求める農地等の相続税の納税猶予の要件(措法 70 の 6 ①、措令 40 の 7 ①)のみなし充足規定であり、同条第 2 項は「相続人」についてのこれらに相当する要件のみなし充足規定、同条第 3 項は贈与者が死亡し相続又は遺贈により取得したものとみなされる農地等を取得している「受贈者」についてのこれらに相当する要件のみなし充足規定である。

同条第 1 項及び第 2 項に規定する「相続又は遺贈により取得」には、措置法第 70 条の 5 第 1 項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合の取得は含まれない(措通 70 の 6 の 3-3)。これは、当該みなされる農地等は措置法第 70 条の 6 の 3 第 3 項の規定の適用があることを前提に法令が定められていることを踏まえているものと考えられる⁽¹⁸⁵⁾。(制度の枠組み・文理の視点)

ニ その他の税目

空き家特例(措法 35③)は、相続又は遺贈によって被相続人の居住用家屋等を取得した相続人が一定の譲渡をした場合に、その譲渡所得の計算において特例の適用を受けることができる措置であるが、信託の帰属権利者が取得した残余財産については法令上相続又は遺贈により取得したものではないため当該特例の適用を受けることはできないとされる。

これは、例えば、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例(措法 39)では、相続税法の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものについては、当該特例の対象

⁽¹⁸³⁾ 国税庁資産税課池田修「国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の取扱いについて」国税速報第 1665 号 1 頁(1963)、国税庁審理課河合照五「国等に対し相続財産を贈与した場合の相続税の取扱い」税経通信 Vol19No2,36 頁(1964)。

⁽¹⁸⁴⁾ 全てがこのような場合ではないが、経済的利益を享受していない場合の贈与税等の取扱いの事例として、国税庁質疑応答事例「遺産の換価分割のための相続登記と贈与税」(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/sozoku/13/01.htm> : 最終閲覧日令和 8 年 6 月 19 日)、昭和 39 年 5 月 23 日付直審(資)22 ほか「名義変更等が行われた後にその取消し等があった場合の贈与税の取扱いについて」(通達)1 及び 2 等がある。

⁽¹⁸⁵⁾ 平成 22 年 3 月 31 日資産課税課情報第 9 号等「「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)の一部改正のあらまし(情報)」70 の 6 の 3-3 ((「相続又は遺贈により取得」の意義))。

となる相続又は遺贈による財産の取得に含むと明記されているが、空き家特例においては同様の規定が存在しないこと、また、空き家特例は、相続人がその意思にかかわらず相続により家屋の適正管理の義務を負うことを念頭に相続人に対象を限定しているが、当該信託の場合はこれと同様の状況にないことをその理由としている⁽¹⁸⁶⁾。(趣旨・文理の視点)

また、相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例(措法9の7)では、相続税法の規定により相続又は遺贈により財産を取得したものとみなされた者について、適用対象に含まれる旨規定されておらず、当該特例の適用の対象外となっていたことから、平成25年度税制改正において、それらの者が含まれる旨の改正をし、特例の適用対象とされている⁽¹⁸⁷⁾。(文理の視点)

なお、国等へ財産を贈与した場合の譲渡所得の非課税(措法40)の対象となる法人には、所得税法において法人とみなされる人格のない社団等は含まれないとしている⁽¹⁸⁸⁾。これは措置法において、当該社団等を法人とみなす一般的な規定がないことを理由とするが、実質的な理由としては、寄付先の公益法人による公益事業の継続が主務官庁の指導等により担保され、寄付財産の公益事業への使用が確実であると考えられる法人格を有するものに限定するという考え方によるものとされている⁽¹⁸⁹⁾。(趣旨・文理の視点)

③ 本税制における相続税法等によるみなし財産の取扱い

イ 相続税の対象となる加算対象贈与財産及び相続時精算課税適用財産

これらの財産は、贈与により取得した財産であるため、相続又は遺贈により取得した財産を対象とする相続税に係る本税制の対象にはならないと解されている⁽¹⁹⁰⁾(措通70の7の2-3(1)(2)等)。これも、上記②イのとおり、法文上どおりと考えられる。

ロ 相続税の対象となる相続同年中の贈与財産(措令40の8の2②)

相続税に係る本税制の対象は相続又は遺贈により取得した株式とされる(措法70の7の2①等)。被相続人からの贈与により株式を取得した個人について、その贈与を受けた

⁽¹⁸⁶⁾ 文書回答事例東京国税局審理課長令和4年12月20日「信託契約における残余財産の帰属権利者として取得した土地等の譲渡に係る租税特別措置法第35条第3項に規定する被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用可否について」(<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/joto-sanrin/221220/index.htm> : 最終閲覧日令和8年6月19日)、令和7年3月24日参議院財政金融委員会国税庁次長答弁。

⁽¹⁸⁷⁾ 財務省・前掲注(91)328頁。

⁽¹⁸⁸⁾ 昭和55年4月23日直資2-181「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて(法令解釈通達)」3((人格のない社団等に対する贈与等))。

⁽¹⁸⁹⁾ 国税庁資産税課課長補佐村中修「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」通達の一部改正について」国税速報第5071号6頁(1998)、大野隆太編『令和2年版租税特別措置法第40条関係通達逐条解説』22頁(大蔵財務協会,2020)。そのほか、相続税法によるみなし財産の所得税法における取扱いの例として、森田哲也「所得税法におけるみなし贈与等の取扱いについてー譲渡所得を中心にー」税大論叢第109号106頁以下(2023,<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/109/02/index.htm>)。

⁽¹⁹⁰⁾ 平成21年7月9日国税庁資産税課課情報第13号「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)の一部改正のあらまし(情報)」(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sozoku/090709/index.htm> : 最終閲覧日令和8年6月19日)。

年に被相続人の相続が開始し、その贈与財産が相続税法第 19 条等の規定によりその相続に係る相続税の課税価格に加算される場合(相続時精算課税適用財産について、相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合を含む。)には、贈与税でなく相続税が課されることとなる。

しかし、その株式は相続又は遺贈により取得したものではないため、そのままでは相続税に係る本税制の適用ができないことから(措通 70 の 7 の 2-3(1)(2)等)、この贈与により取得した株式を相続又は遺贈により取得したものとみなすこととし(措令 40 の 8 の 2②)、本税制の適用を受けることを可能としていると解される⁽¹⁹¹⁾。

ハ 贈与税の本税制の適用に係る贈与者が死亡した場合のみなし財産(株式)(措法 70 の 7 の 3)

措置法第 70 条の 7 の 3 第 1 項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))又は第 70 条の 7 の 7 第 1 項((非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる株式は、被相続人から生前に贈与により取得したものであるため、相続又は遺贈により取得した株式を対象とする措置法第 70 条の 7 の 2 ((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除))又は第 70 条の 7 の 6 ((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例))の適用対象にならないと解されている(措通 70 の 7 の 2-3(4)イ(5)、70 の 7 の 6-3(4)(5))。

新しく本税制の適用を受ける本来の相続財産である株式の場合と、既に贈与について本税制の適用を受けているのみなし相続財産である株式の場合とで、被相続人の死亡時におけるその会社の事業の承継の有無等が異なり、本税制の適用要件を変える必要があることから、前者は措置法第 70 条の 7 の 2 等、後者は措置法第 70 条の 7 の 4 ((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))等の別々の相続税に係る本税制の適用の対象とさせる必要がある。上記の取扱いはその点において実質的な意義があると考ええる。

また、措置法第 70 条の 7 の 4 第 5 項((他の者の本税制の同時適用の排除))では、相続又は遺贈により取得した株式等に、措置法第 70 条の 7 の 3 第 1 項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた株式を含ませる旨の明文の規定が置かれており、その含ませる範囲を限定させている。

このような制度の枠組みと文理を踏まえると、条文全体として、「相続又は遺贈により取得した株式」と「相続又は遺贈により取得したものとみなされた株式」は、別々のものとして取り扱われており、相続又は遺贈により取得した株式には、明文の規定がある場合を除き、当該みなされた株式が含まれない構成にしているものと考えられる。

二 信託受益権

相続税法第 9 条の 2 第 6 項では、同条第 1 項から第 3 項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託受益権を取得した者は、信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、一部を除く「相続税法の規定」を適

⁽¹⁹¹⁾ 本制度が参考としている農地等の相続税及び贈与税の納税猶予における同様の規定について、柿谷昭男「「租税特別措置法(相続税関係)」の改正」税協 Vol32No5,182 頁(1975)。

用すると定めており、他の規定でみられるような「相続税法その他相続税に関する法令の規定」⁽¹⁹²⁾などとは規定されていない。したがって、文理上、同条第6項の規定の効果は、当然には措置法には及ばない⁽¹⁹³⁾。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例では、信託受益権を適用対象とするため租税特別措置法施行令第40条の2第27項の規定を設けているが(上記②イ参照)、本税制については、そのような規定がないため、信託受益権を贈与で取得しても、株式を贈与で取得したことにならないことから、信託受益権は本税制の適用対象にはならないと解される⁽¹⁹⁴⁾。

④ 小括(判断基準)

上記①によれば、相続税法で規定されている「贈与又は相続により取得した財産」については、相続税法の規定によるみなし財産が含まれている。他方、上記②によれば、措置法で規定されている「贈与又は相続により取得した財産」については、相続税法又は措置法の規定によるみなし財産が含まれないとする制度が多いが、必ずしもそのような考え方で統一はされていない。上記②で整理した各制度を踏まえれば、相続税法等の規定によるみなし財産が措置法の規定においてどのように取り扱われるかは、各制度の政策目的とその枠組み及び規定の内容に応じてそれぞれ個別に判断されていると考えることができる⁽¹⁹⁵⁾。

その上で、上記③を踏まえれば、明文の規定がなければ、相続税法等の規定によるみなし財産は、本税制の対象となる贈与又は相続若しくは遺贈により取得した財産に該当しないと解することができると思われる。

(2) 検討及び結論

① 円滑化省令

贈与税に係る本税制(措法70の7の5等)の適用を受けている後継者が、その贈与者の相続が開始した場合において、措置法第70条の7の7等の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた株式について相続税に係る本税制(措法70の7の8)の適用

⁽¹⁹²⁾ 措置法第70条の2の2第12項第2号((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))など。

⁽¹⁹³⁾ 相続税法第9条の2第6項の規定を踏まえ「相続税法の規定の文言上、このような法律による擬制は相続税法の規定の適用に限られるため、関連する他の法令の適用の有無は、それぞれ個別の規定の有無によることとなる」と指摘される(佐藤英明著『新版信託と課税』435頁(弘文堂,2020))。

⁽¹⁹⁴⁾ 同旨として、佐藤・前掲注(193)435頁、塩野入・前掲注(148)74頁。この点につき業界団体から、連年、税制改正要望も提出されているが(信託協会令和7年9月「令和8年度税制改正に関する要望」7頁等。<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/015/202509/20250918.pdf>: 最終閲覧日令和8年6月19日)、令和7年12月12日「中小企業の親族内承継に関する検討会中間とりまとめ」8頁(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shinzoku/report/20251212report_01.pdf: 最終閲覧日令和8年6月19日)では、信託株式の対象化には慎重な検討が必要とする旨の方向性が示されている。

⁽¹⁹⁵⁾ みなし規定の法的効果がどの範囲まで及ぶのかについて「結局は、個別の規定ごとに、そこで定められている制度の内容を考慮した上でなければ、擬制の効果が及ぶ範囲を決定することはできない」(浦東・前掲注(166)13頁)、「相続税法のみなし規定の効果が、相続税法に係る措置法の特例に及ぶかについては、個々の規定ごとにその創設の経緯、趣旨等から判断するほかない」(森田・前掲注(189)111頁)と指摘される。

を受けるときは、円滑化省令における一定の要件を満たす旨の切替確認(円省 13)を受ける必要がある⁽¹⁹⁶⁾。この要件は当該相続税に係る本税制の適用要件(措法 70 の 7 の 8)と同種の要件とされており、相続税に係る本税制(措法 70 の 7 の 6)の適用要件となる相続の認定要件(円省 6 ①十二等)とは異なるものである。

したがって、相続税について本税制の適用を受けるためには、円滑化省令上、本来の相続財産として取得した株式については、相続の認定(円省 6 ①十二等)を受けることとなり、措置法の規定によりみなし相続財産とされた贈与により取得した株式については、切替確認(円省 13)を受ける仕組みとされている。

以上の制度の枠組みから、円滑化省令の認定に係る相続又は遺贈により取得した株式(円省 6 ①十二等)には、措置法の規定(措法 70 の 7 の 8)によるみなし相続財産は含まれていないと解される。

また、円滑化法の認定に係る贈与(円省 6 ①十一等)に関して、相続税法及び措置法第 4 章と同様に、死因贈与については、遺贈に含まれ贈与から除く明文の規定が設けられているほかは(円省 1 ②)、特段の定義はおかれていない。なお、上記(1)③ロと同様の措置については円滑化省令においても手当てされており(円省 6 ③⑨等)、措置法との整合性がとられているが、相続税法等の規定によるみなし贈与財産についての特段の規定は見受けられない。

この規定の状況を踏まえれば、当該認定に係る贈与は、民法上の贈与の借用概念として考えることが相当であると考えられる⁽¹⁹⁷⁾。

この考え方を前提とする場合、低額譲渡により取得した株式及び相続税法第 7 条の規定により贈与により取得したものとみなされた金銭(経済的利益)は、いずれも贈与により取得した株式には該当しないことになるため、円滑化法の認定の対象にはならないと考える。

② 措置法

相続税法第 7 条では、贈与又は遺言による低額譲渡があった場合、その財産の時価と譲渡対価との差額に相当する金額を贈与又は遺贈により取得したものとみなしているところ、相続税法第 9 条の 2 第 6 項の規定とは異なり、そのみなされる範囲の指定はない。そのため相続税法第 7 条の適用範囲をどのように解すべきか疑義も生じうるが、上記(1)④の本税制の考え方にあてはめると、明文の規定なく、相続税法のみなし規定の効果が当然に措置法に定める本税制に及ぶと解することには消極的となる。

そして、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例に定める規定(上記(1)②イ参照)のように、相続税法の規定によるみなし財産を本税制において他の財産とみなす規定もないことからすれば、株式を低額譲渡により取得し、相続税法の規定により贈与により取得したものとみなされた金銭(経済的利益)については、本税制の適用対象となる贈与により取得した株式には該当しないと解することとなる。(文理の視点)

なお、本税制は、その適用を受ける株式を発行する会社が円滑化法の認定を受けていることを要件とすることから(措法 70 の 7 ②一等)、上記①のとおり、低額譲渡により取得した株式を発行する会社について、その認定を受けることができない以上、当該要件を満た

⁽¹⁹⁶⁾ 措法 70 の 7 の 4 ⑦三、措規 23 の 12 ⑦⑧等。

⁽¹⁹⁷⁾ 参考：北野弘久著『税法学原論〔第 9 版〕』179 頁(勁草書房, 2022)。

せないため、当該株式について本税制の適用を受けることはできないこととなる。(文理・制度の枠組みの視点)

また、本税制は、株式市場での資金調達が困難とされる中小企業者を念頭に創設されていることや⁽¹⁹⁸⁾、創設時において事業用資産を持たない者との課税の公平や親族間の世襲による事業承継を支援することの必要性⁽¹⁹⁹⁾も指摘されていたことから、その立法事実も踏まえ、低額譲渡により取得した株式については議論の対象とされていなかったものと推察する。(趣旨等の視点)

③ 結論

以上から、低額譲渡により取得した株式及び相続税法の規定により贈与により取得したものとみなされた金銭(経済的利益)については、①円滑化法の認定の対象とならず、その株式を発行する会社は都道府県知事の認定を受けることができないこと、②措置法においても適用対象となる贈与により取得した株式に該当しないものと解される。

したがって、本税制の適用を受ける後継者が次の後継者に対して行う適用株式の低額譲渡は、「本税制の適用に係る贈与」に該当しないことから、当該贈与であることを要件とする免除対象贈与にも該当しないこととなる。そのため、当該低額譲渡をした場合には、納税猶予の期限の一部又は全部が確定する⁽²⁰⁰⁾こととなる。

ただし、上記第4の2で述べたとおり、当該低額譲渡が①同族関係者以外の一定の第三者への適用会社の株式の一括譲渡等、②民事再生法による適用会社の株式の一括譲渡等、③事業継続が困難となった場合の同族関係者以外への譲渡等に該当する場合には、猶予税額の免除が可能になると考えられる。

第6. おわりに

本稿では、法人版事業承継税制について、実務上増えつつあるM&Aにより生じる株式の現金化の場面として、合併についての反対株主の株式買取請求、株式併合により生じた1株未満の端数株式の売却及び株式の低額譲渡を素材にして、これらに関連する①認定取消事由及び確定事由、②免除事由の解釈を整理し、適用関係の不明点に対して検討を行った。

この考察に際しては、規定の趣旨を踏まえ、文理を基礎に、結論の妥当性を考慮しながら法令の解釈とあてはめを行うことを基調とした。

その上で、①認定取消事由及び確定事由については、法人税の組織再編税制の考え方を考慮しつつ、主として、円滑化省令及び措置法の関連規定間の整合性という点から規定の趣旨を把握して、解釈を導き出し、②当該免除事由については、相続税法等の規定によるみなし財産に対する相続税法及び措置法における取扱い等を整理し全体像を把握し、本税制における相続税法等の規定によるみなし財産に対する考え方を確認したうえで、その解釈を確認し、それぞれ検討対象とした法律行為にあてはめを行った。

⁽¹⁹⁸⁾ 財務省・前掲注(78)321頁。

⁽¹⁹⁹⁾ 税制調査会平成19年11月「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」27頁。

⁽²⁰⁰⁾ 低額譲渡について本税制でどのように扱うかは、立法事実の客観的な把握、混合贈与など特殊な贈与との関係、既存の譲渡に対する免除措置との関係の整理、円滑化法で既に後継者に金融支援措置が講じられている点(政策税制の相当性)など考慮すべき論点が複数考えられる。野村資産承継研究所・前掲注(147)1092頁参照。

その結果、

1 認定取消事由及び確定事由に関しては、

- (1) 合併についての反対株主の株式買取請求については、後継者以外の者が請求し対価の交付を受ける場合は認定及び猶予期限に影響はないが、後継者が請求し対価の交付を受ける場合は、認定が取り消され、猶予期限が確定すること、
- (2) 株式併合により生じた1株未満の端数株式の売却代金の交付を後継者が受けた場合については、
 - ① 当該交付が組織再編成によるもの又は事業継続期間経過後の株式併合によるものである場合には、売却代金に相当する猶予税額の期限が確定すること(認定は継続)、
 - ② 当該交付が事業継続期間内における組織再編成に関連のない株式併合によるものである場合には、認定が取り消され、猶予税額の全部の期限が確定すること、

を明らかにした。

2 免除事由(免除対象贈与)に関して、低額譲渡により取得した株式については、

- (1) 円滑化法の認定の対象とならず、その株式を発行する会社がその認定を受けることができないこと、
- (2) 相続税法により「贈与により取得したものとみなされた金銭(経済的利益)」は本税制の適用対象となる「贈与により取得した株式」に該当しないこと、

を根拠に、本税制の適用を受けることができないことを明らかにし、その結果、適用株式の低額譲渡は免除対象贈与には該当しないと結論づけた。

以上の考察を通じて、本稿では、法令解釈に一定の前提を置いたうえで、本税制におけるM&Aにより生じる株式の現金化の一定の場面に対する考え方及び取扱いの明確化を試みた。本税制に関しては、累次の税制改正を踏まえ、令和7年7月に国税庁より「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例措置等に関する質疑応答事例について(情報)」が公表されたところ、引き続き納税者の予測可能性を確保するため、本税制の適用関係の明確化が図られていくことを期待したい。